

# 第2次嵐山町環境基本計画

嵐山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和6年3月

嵐山町



## はじめに



私たちの生活は、様々な環境と密接に結びついています。食や水、空気、景観、そして地球全体の状態など、私たちが日々接する環境は、私たちの健康や安心・安全に直結しています。環境をより良くするためには、多くの取り組みが必要です。「嵐山町環境基本計画」は、そのための具体的なアプローチや目標を示し、私たちの未来に向けた持続可能な嵐山町を築くための道筋を示すものです。

嵐山町では、国や埼玉県などの動向を踏まえ、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築をめざし、平成23年（2011）6月に「嵐山町環境基本条例」を制定しました。そして平成26年（2014）3月に「嵐山町環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画」を策定し、「緑と清流 オオムラサキが舞う 自然豊かなまち らんざん」を望ましい環境像として設定し、この実現を目指して各種の施策・事業を実行、推進してまいりました。

特に、世界共通の課題である地球温暖化対策については、将来を見据えた確実な取組を実施する必要があることから、令和4年（2022）3月に「嵐山町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、温室効果ガス排出実質ゼロを目指した様々な取組を積極的に推進しています。

「第2次嵐山町環境基本計画」を策定するにあたり、前述の諸課題に早急に対応していくために、現行計画を見直したうえで、5つの基本目標を定めました。生物多様性豊かな里山と田園を有する嵐山町の環境をよりすばらしいものとしていくために、これまで以上に多くの皆様と力を合わせて、積極的な取組を進めてまいりたいと思います。

本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました嵐山町環境審議会の委員の皆様、アンケートにご協力いただきました町民、事業者の皆様、そして貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心から感謝を申し上げますとともに、本計画の実施に向けて、今後も多くの皆様の積極的なご参加をいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和6年（2024）3月

嵐山町長

佐久間考光

# 目 次

<b>第1章 計画の基本事項</b> .....	<b>1</b>
1 基本的事項 .....	1
2 環境に関わる様々な変化 .....	5
<b>第2章 嵐山町の環境の現況と課題</b> .....	<b>8</b>
1 環境の現況 .....	8
2 町民・事業者の意識 .....	17
3 第1次計画の評価 .....	23
4 取り組むべき課題 .....	29
<b>第3章 嵐山町の望ましい環境像と基本目標</b> .....	<b>31</b>
1 望ましい環境像 .....	31
2 基本目標 .....	31
3 施策体系 .....	32
<b>第4章 基本目標実現のための取組</b> .....	<b>33</b>
基本目標1 オオムラサキ舞う緑と清流を守るまち .....	33
基本目標2 安心して心豊かに暮らせるまち .....	37
基本目標3 ずっと住みたい誇れるまち .....	40
基本目標4 カーボンニュートラルをめざすまち (嵐山町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)) .....	42
基本目標5 みんなで学び行動するまち .....	48
<b>第5章 進行管理</b> .....	<b>51</b>
1 計画の推進体制 .....	51
2 進行管理 .....	52
<b>資料編</b>	
1 嵐山町環境基本条例 .....	資料 1
2 嵐山町環境基本計画の策定に関わる組織の名簿 .....	資料 5
3 第2次嵐山町環境基本計画策定の経過 .....	資料 5
4 用語集 .....	資料 6

# 第1章 計画の基本事項

---

## 1 基本的事項

### (1) 計画策定の背景と主旨

私たちの嵐山町は、都幾川・槻川・市野川や大平山、それに町名の由来となっている嵐山渓谷などの美しい景観と自然環境に恵まれた地域であり、国蝶オオムラサキやホタルの飛び交うまちを目指し、緑地や里山の保全を図り、人と自然との共生を重視した町づくりを進めてきました。

嵐山町では、町（行政）、町民及び事業者のすべてがそれぞれの役割のもとに、自主的かつ積極的にその責務を果たし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、「嵐山町環境基本条例」を平成23年(2011)6月に制定しました。

「嵐山町環境基本条例」では基本理念として、次の3つを掲げています。

- ①健全で恵み豊かな環境の享受と将来にわたっての維持
- ②環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築
- ③日常生活及び事業活動における地球環境保全の推進

この基本理念の実現に向けて、環境の保全に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、10年間の期間とする「嵐山町環境基本計画兼ストップ温暖化地域推進計画」（以下、「第1次計画」という。）を平成26年（2014）3月に策定し、環境保全のための様々な取組を進めてきました。

第1次計画の策定以降、気候変動による異常気象とそれに伴い深刻化する自然災害への対策、プラスチックごみの生態系への影響、食品ロスなど、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。特に気候変動については、夏季の高温や短時間の記録的な豪雨の発生などが頻発しており、国際的にも取組を加速させることの必要性が提唱されています。

自然と人々が共存共栄する持続可能な社会を築き、町民の健康で豊かな生活を実現するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいく強い意志をもって、このたび第1次計画を見直し、今後10年間の環境施策の方向性を示す「第2次嵐山町環境基本計画・嵐山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画は、令和3年（2021）6月に策定された、町政運営の最上位計画である、「第6次嵐山町総合振興計画」の基本方針との整合性をはかりつつ、環境施策や地球温暖化対策を推進する計画です。

また、嵐山町では令和4年（2022）3月に表明した「嵐山町ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、温室効果ガス排出実質ゼロを目指した取組を積極的に推進していきます。



## 嵐山町ゼロカーボンシティ宣言

—2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて—

嵐山町には、日本初の林学博士本多静六先生が昭和3年に町内を流れる槻川の景観を見て、「まさに武蔵の国の嵐山だ」と表現され、後に町名「嵐山町」の由来となりました。また、町民憲章の第一番目に「自然を守り 環境をととのえ 緑と清流のまちをつくりましょう」と謳われています。しかしながら、本町においても近年は地球温暖化などの気候変動の影響から、台風や集中豪雨による土砂災害、風水害等が発生していることも事実です。

国際社会では、2015年12月に採択されたパリ協定において、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられ、2018年10月に受諾された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の特別報告書では、地球温暖化を1.5℃に抑制することは不可能ではないが、二酸化炭素排出量を2050年頃には正味ゼロに達する必要があるとされております。

国内では、2020年10月の第203回国会における内閣総理大臣の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されました。

この上で、脱炭素に向けた気候変動対策を推進し、持続可能な社会や経済の再構築を目指す「グリーンリカバリー」という考え方が広がっており、本町においても各種計画や施策にSDGs(持続可能な開発目標)の視点を取り入れていくことが課題となっていることを踏まえ、本町の緑豊かな自然環境を次世代に繋げるため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを宣言します。



令和4年3月1日

嵐山町長 佐久間考光

## (2) 計画の位置付け

本計画は、嵐山町環境基本条例第7条に基づく計画であり、国及び埼玉県の「環境基本計画」並びに町（行政）の「総合振興計画」などの上位計画、その他関連計画との整合をとった、町民・事業者・行政による環境活動や地球温暖化対策の最上位計画です。

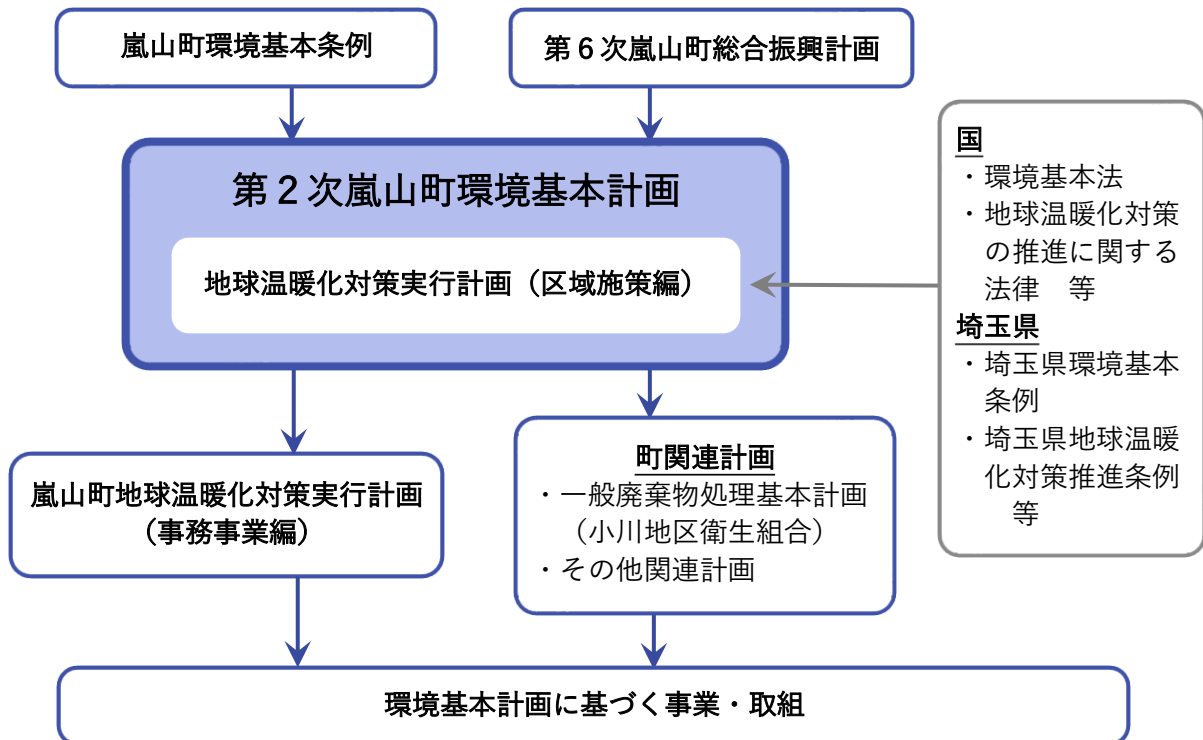


図 計画の位置付け

## (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024）から令和15年度（2033）までの10年間とします。また、中間の5年を目途に見直しを行い、新たに発生する環境の課題への対応など、柔軟に対応することとします。

## (4) 計画の範囲

本計画において、対象とする環境の範囲は以下の項目とします。本計画では、嵐山町の自然環境や生活環境といった身近な環境だけではなく、地球規模の課題である地球温暖化問題についても、対象範囲とします。

表 本計画で対象とする環境の項目

区 分	環境の範囲
自然環境	● 水、緑、空気、土、動植物、農林業 など
生活環境	● 廃棄物、リサイクル、騒音・振動、化学物質 など
快適環境	● 道路交通、景観、公園・緑地、歴史・文化 など
地球環境	● エネルギー、地球温暖化 など
住民参画	● 町民参画、環境学習 など

(5) 計画の主体と役割

本計画の施策の推進及び目標の達成のためには、町民、事業者、町（行政）がそれぞれ自主的に取り組んでいくとともに、相互の連携・協力が重要となります。

各主体の役割を、以下に示します。

表 主体と役割

主 体	役 割
町（行政）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境の保全及び創造に関する施策の推進</li> <li>● 町（行政）が実施する地球温暖化対策への参加協力の依頼</li> <li>● 町民や事業者等の団体が行う環境活動の支援</li> <li>● 温室効果ガス排出量の把握・削減</li> </ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境の保全及び創造、地球温暖化対策に関する取組の実践</li> <li>● 日常生活に伴う環境への負荷の低減</li> <li>● 町（行政）が実施する環境施策への協力</li> <li>● 町（行政）、事業者及び環境保全団体等の地球温暖化対策への協力 など</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業活動に伴う公害の防止</li> <li>● 自然環境を適正に保全するための取組</li> <li>● 事業活動に伴う環境への負荷の低減</li> <li>● 温室効果ガス排出量の把握・削減</li> <li>● 町（行政）が実施する施策への協力 など</li> </ul>



## 2 環境に関わる様々な変化

### (1) 「誰一人取り残さない」SDGsの取組

平成27年(2015)9月、国連は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択しました。このアジェンダには、2030年までの達成目標を設定するために、17のゴール(目標)と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標」(SDGs)が含まれています。

SDGsは、持続可能でより良い世界を追求する国際的な目標であり、世界全体の経済、社会、環境を調和させる包括的な取組です。そのスローガンは「誰一人取り残さない」であり、途上国の貧困、教育、健康などの開発課題に加えて、持続可能な開発の3つの柱である経済、社会、環境に関する幅広い課題に対応し、調和させることを目指しています。

特に環境の面では、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動への対策、海洋資源の保全、生物多様性などの視点が新たに組み込まれており、今後、国の政策だけでなく、自治体の環境政策においても指針となるべきものとされています。公共部門と民間部門を問わず、様々な主体が取組を開始しています。



SDGsの17のゴール(目標)

### (2) 気候変動対策

#### ①気候変動によるとみられる影響

気候変動について科学的な分析と予測を行う国連の「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」は令和3年(2021)8月、人間の活動が地球温暖化を進行させていることについて、「疑念の余地はない」と初めて明確に述べた報告書を公表しました。さらに、2040年までに地球の気温が1850年から1900年の平均より1.5°C上昇する見込みであり、仮に気温上昇を1.5°C未満に抑えた場合でも、「過去に類を見ない」異常気象頻発の可能性が高いと警告しています。

埼玉県内では、全国的に暑いことで有名な熊谷市において、全国平均と比べて早いペースで気温上昇がみられています。熊谷地方気象台では、平成19年(2007)に40.9°C、平成30年(2018)に41.1°Cと、たびたび国内最高気温を更新しており、暑さが厳しくなっています。

#### ②気候変動対策の進展

国際的な枠組みである「パリ協定」(2016年11月に発効)においては、気温上昇を2°C未満に抑える(1.5°Cに抑える努力をする)ことや、今世紀末までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすることなどが目標とされています。

これに基づいて、日本政府は2020年10月26日、当時の菅内閣総理大臣が所信表明演説で「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会を実現することを目指す」と宣言しました。さらに、

2021年4月には米国主催の気候サミットで、同総理大臣が長期目標として2050年にカーボンニュートラルを掲げ、2030年までに温室効果ガスを2013年度と比較して46%削減する目標を宣言し、更なる努力を続ける決意を表明しました。

埼玉県では、令和5年(2023)3月に「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」を改正し、「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を目指すべき将来像として掲げ、カーボンニュートラルの達成時期を2050年と明記しました。また、2030年度の温室効果ガス削減目標を引き上げ、その達成のために必要な温室効果ガス排出削減対策である「緩和策」とともに、気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」を示し、各種の取組を進めています。

### (3) 生物多様性保全

私たちの日常生活は、自然が提供するさまざまな恩恵や生態系サービスによって支えられています。生態系の健全さは「生物多様性」として表現され、この多様性を維持することは私たちの生存環境を守る重要な要素です。生物多様性条約では、生物多様性を「すべての生物の間の変異性」と定義し、その多様性が「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルで発現しています。

しかし、地球全体では、経済社会のグローバル化に伴い、生物多様性が急速に減少し、生態系から得られる恩恵が減少していると言われていています。生物多様性の喪失を防ぐためには、世界中で行動が求められています。

平成22年(2010)10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)では、2050年までの中長期目標として「自然との共生」が掲げられ、2020年までの短期目標として「生物多様性の損失を防ぐために効果的で緊急な行動を実施する」が定められ、これに向けた20の具体的な目標が採択されました。これを受けて、日本は「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、愛知目標の達成に向けたロードマップを進行中でした。

2020年度に発表された愛知目標の進捗状況を評価した報告書によると、20の目標のうち6つが「一部達成」と判定されたものの、完全な達成目標は1つもなく、生物多様性の損失が継続していると評価しています。

令和3年(2021)10月には中国の昆明で生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)が開催され、「少なくとも2030年までに生物多様性の損失を逆転させ回復させる」とする「昆明宣言」が採択されました。その後、令和4年(2022)12月にカナダのモントリオールで行われたCOP15の第2部では、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を阻止し逆転させるための緊急の措置を講じる」という2030年ミッションを含む「昆明・モントリオール生物多様性枠組み」が採択されました。

### (4) プラスチックごみ問題

プラスチックごみの問題が国際的に注目され、レジ袋やさまざまなプラスチック製品が海洋汚染を引き起こす主要な要因となっています。この課題に対処すべく、国は令和元年(2019)5月に「プラスチック資源戦略」を策定し、2030年までに容器包装などの使い捨てプラスチックの排出量を25%削減する目標を設定しました。

令和2年(2020)7月には、全国でプラスチック製買い物袋の有料化が導入され、一層の

プラスチックごみ削減が進められています。また、令和 4 年（2022）4 月には新たな法律、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチックごみの削減に留まらず、プラスチックを前提としない経済活動を推進する新たなアプローチが採用されました。

### （5）食品ロス問題

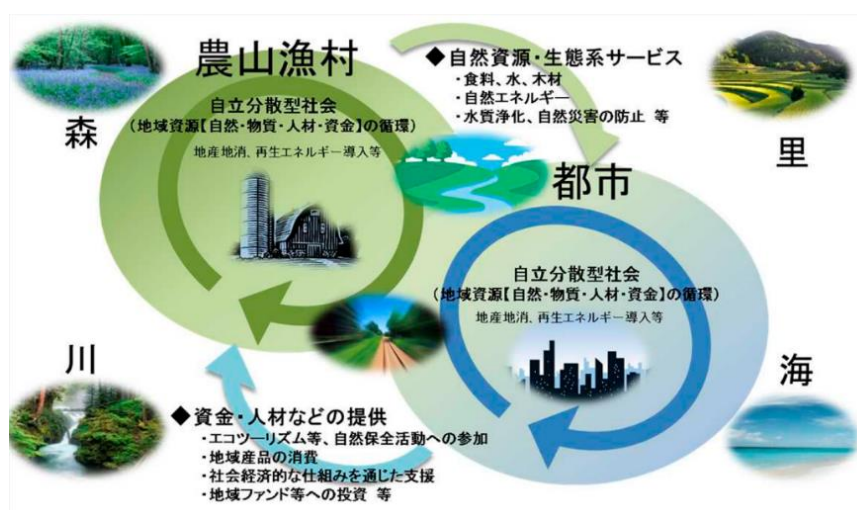
世界中には、日々の食糧に困る人々が多く存在する中で、まだ利用可能な多くの食品が無駄にされる食品ロスが大きな課題となっています。この食品ロス問題は地球温暖化対策とも密接に関連しています。2019 年 10 月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロス削減に向けた取組が広がっています。

### （6）国の「第五次環境基本計画」の閣議決定と「地域循環共生圏」実現に向けた取組

国は平成 30 年（2018）4 月に「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。この計画は SDGs のアプローチを取り入れ、イノベーションを促進し、経済的・社会的課題を同時に解決することを目指しています。同時に、各地域の資源を最大限に活用し、自立的で分散型の社会を構築し、資源の相互補完と支援によって「地域循環共生圏」を築く考え方も提唱され、地域ごとの取組を奨励しています。

### 地域循環共生圏のイメージ

出典：第五次環境基本計画  
（環境省）



## 第2章 嵐山町の環境の現況と課題

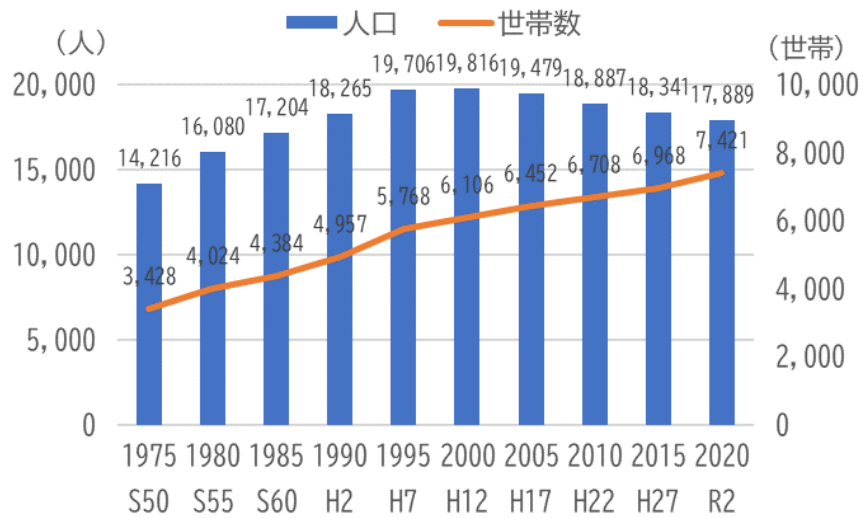
### 1 環境の現況

#### (1) 社会特性

##### ①人口

令和2年(2020)

国勢調査によると、人口は17,889人、世帯数は7,421世帯でした。人口は平成12年(2000)をピークに減少傾向にあります。世帯数は増加傾向にあり、令和2年(2020)の一世帯当たりの人数は2.4人と核家族化が進行しています。

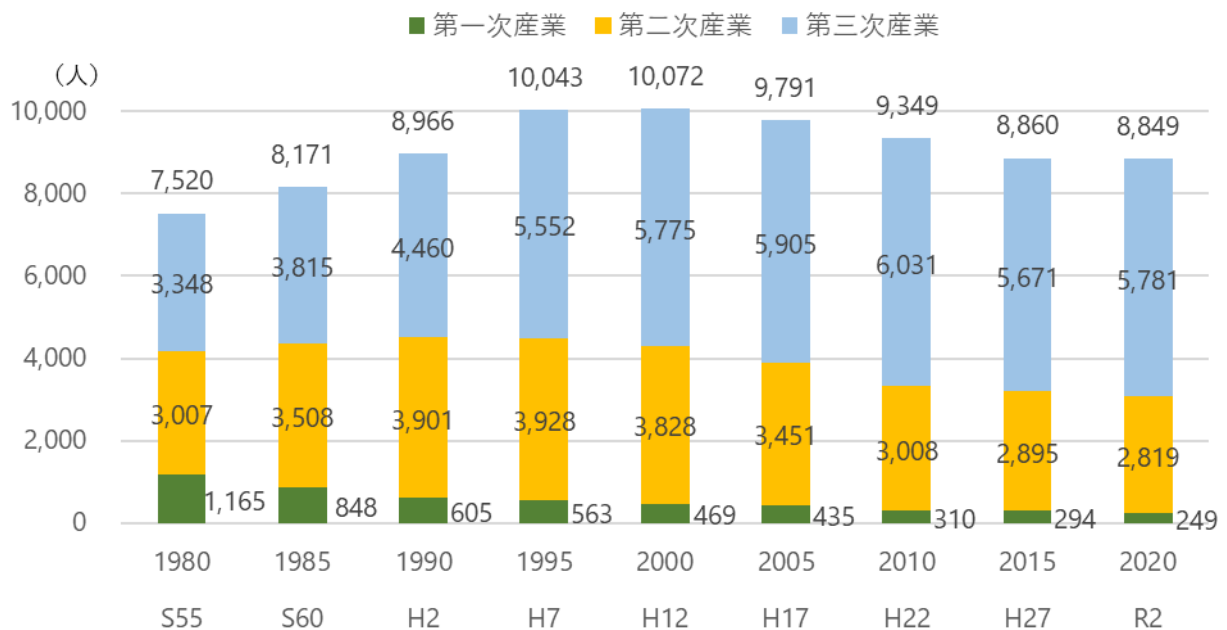


嵐山町の人口・世帯数の推移

出典：国勢調査

##### ②産業構造

嵐山町における産業大分類別従業者数は、令和2年(2020)時点で第三次産業が全体の約65%を占めています。第一次産業、第二次産業とも減少傾向にあります。



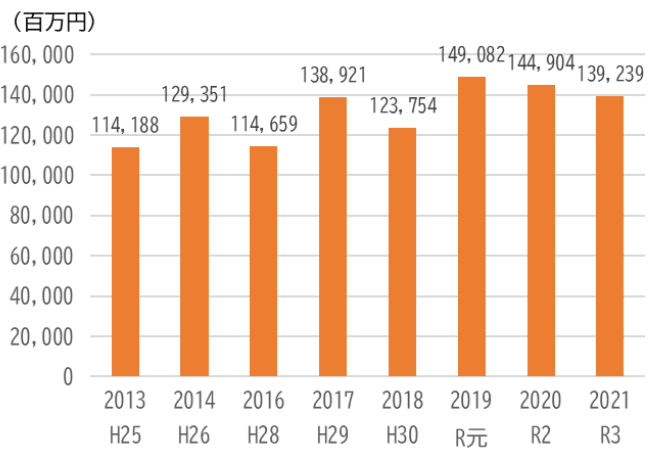
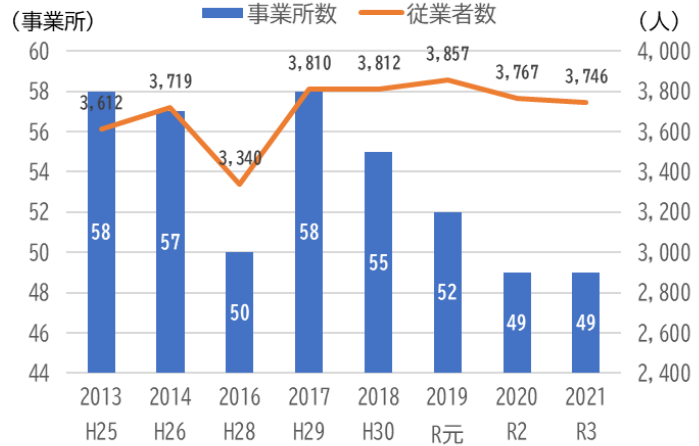
嵐山町の産業大分類別従業者数の推移

出典：国勢調査

### ③工業

嵐山町の事業所数は増減を繰り返しつつ、平成 29 年（2017）以降は減少傾向にあります。従業者数は概ね横ばいとなっています。

製造品出荷額等は年によって変動があり、近年は1,400億円前後で推移しています。



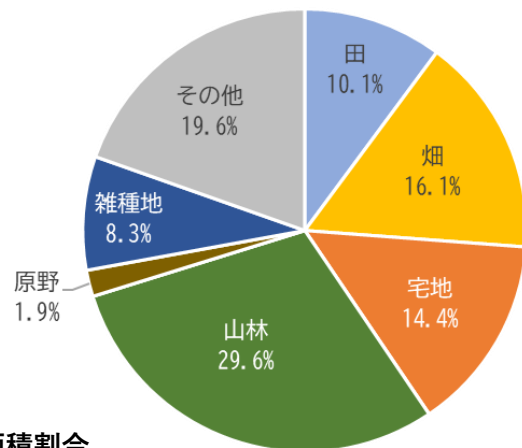
### 嵐山町の事業所数・従業者数（上）と製造品出荷額等（下）の推移

出典：工業統計調査

（H28・R3 は経済センサス活動量調査）

### ④土地利用

嵐山町の総面積は令和 3 年（2021）1 月 1 日時点で 29.92 km<sup>2</sup>となっています。土地利用は、山林が約 30%と最も多く、これに田・畑を加えた自然的な土地利用が半数以上を占めています。宅地は約 14%です。



### 嵐山町地目別土地面積割合

出典：埼玉県統計年鑑

## (2) 自然環境

### ① 嵐山町の自然の概要

嵐山町は秩父山地と関東平野の境に広がる丘陵地に位置しています。南北に細長い形状を有し、北部地区は小起伏の多い丘陵地帯であり、西の山地から比較的平坦地の多い中央部、そして再び南部の丘陵部へと変化に富み、緑豊かな地勢を形成しています。

丘陵部では自然の谷をせき止めた溜池が多く、かつては天水に依存した小規模な田畑と養蚕が主な農業でした。南部には都幾川・槻川、中央を市野川・粕川、北部を滑川が流れています。

森林は、雑木林が広がり、山沿いにはスギやヒノキの植林も行われています。これらの森林は水辺環境や複雑な地形と組み合わせ、県内でも有数の里地里山環境が保たれています。

### ② 河川水質

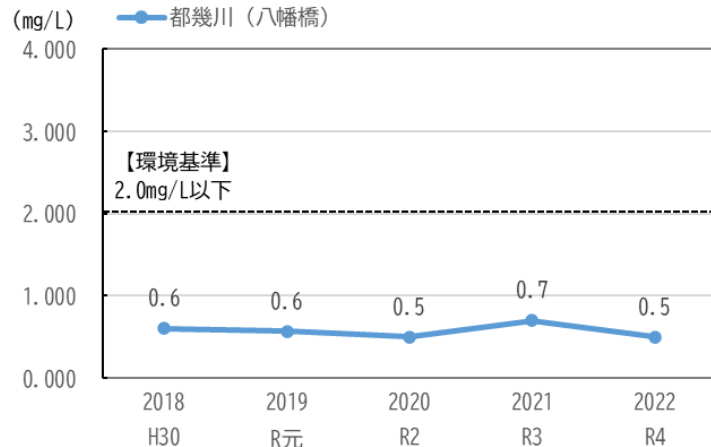
嵐山町は、都幾川、市野川、槻川等の主要河川の水質調査を行っています。

令和4年度は、BOD（生物化学的酸素要求量）については全ての地点で環境基準を達成しています。

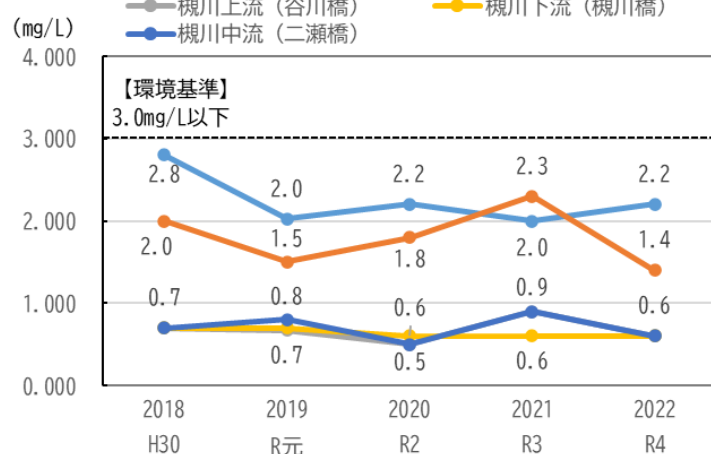
### ③ 大気

嵐山町には大気質の常時観測を行っている測定局は設置されていません。最寄りの大気測定局は、埼玉県が熊谷市に設置している熊谷測定局です。熊谷測定局の測定結果によると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は過去10

#### ■ A類型

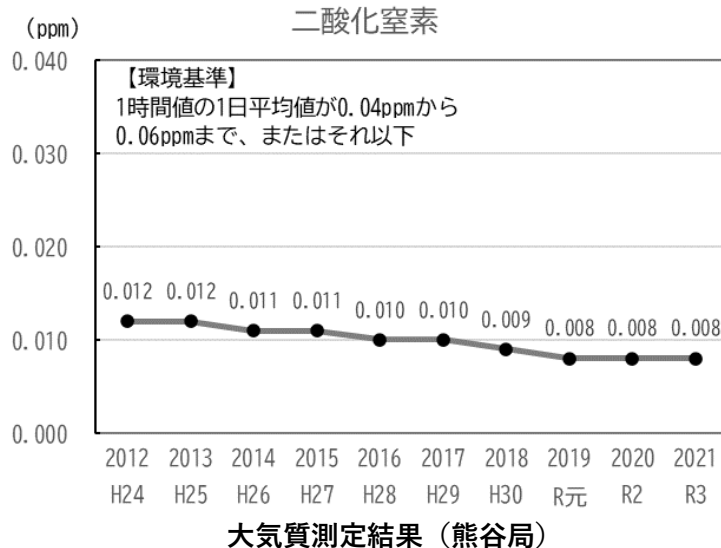


#### ■ B類型



水質測定結果の経年変化 (BOD)

出典：嵐山町資料

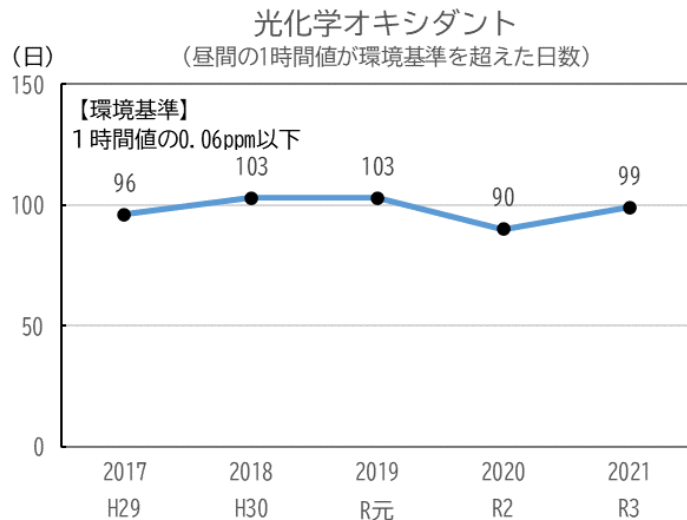


大気質測定結果 (熊谷局)

出典：埼玉県大気汚染常時監視測定結果

年間環境基準値を達成しています。

一方、光化学オキシダントは環境基準未達成となっており、令和3年(2021)には昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日が99日あり、嵐山町を含む埼玉県北中部では光化学スモッグ注意報が1日発令されています。



#### 大気質測定結果(熊谷局)

出典：埼玉県大気汚染常時監視測定結果

#### ④動植物

比企丘陵には、山地性と平地性の生物が共存しており、その多様性は山地や平地と比べて非常に高い特徴があります。

丘陵地域には、嵐山町のシンボルであり、国蝶である「オオムラサキ」が生息しています。この蝶は雑木林を生息地とし、その生態系が変わると急速に姿を消すため、個体数が限られています。埼玉県内の平地ではすでに絶滅状態にあり、嵐山町は都心に近い貴重な生息地の1つです。そのため、オオムラサキの保護を含む環境保護活動が町で行われています。



#### オオムラサキの森風景

出典：嵐山町ウェブサイト

また、谷津田ではゲンジボタルやヘイケボタルなどが少数ながら生息しています。河川や水路にはメダカ、ヤリタナゴ、ホトケドジョウなどがわずかに生息し、里山ではオオタカ、キツネ、ムササビなどもみられます。植物は、カタクリの自生地が複数箇所を確認されており、谷津田のため池には浮草のヒシが、雑木林にはシュンランも生育しています。遠山地区の尾根には、スタジイを含む貴重な照葉樹林が残っています。

嵐山町では、国のレッドデータブックに掲載された動物21種、植物11種、そして埼玉県のレッドデータブックに掲載された動物154種、植物58種が確認されています。

こうした貴重な動植物がみられる一方で、外来生物の増加や地球温暖化の進行により、貴重な動植物への悪影響が懸念される状況となっています。

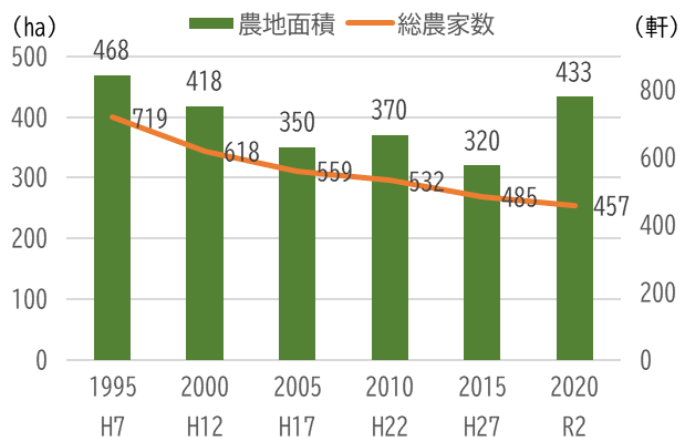
### ⑤農業

農地面積は、平成7年（1995）以降減少傾向にありましたが、令和2年（2020）には増加しています。

総農家数は減少傾向にあり、令和2年（2020）には平成7年（1995）の約63%まで減少しています。

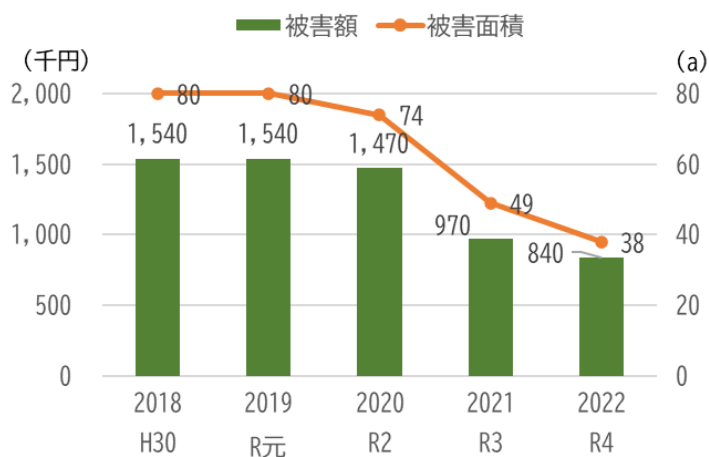
町内では耕作放棄地の増加が課題となっていたことから、ラベンダー園としての整備が進められ、多くの人を訪れる場所となっています。

農業に対しては、野生鳥獣による農作物の被害が毎年発生しています。特に、イノシシ、アライグマ、ハクビシンによる被害が大きく、稲、野菜、果樹に対して被害が発生しており、令和4年度（2022）の被害額は84万円でした。ただし被害は全体的に縮小傾向にあります。



嵐山町の農地面積・総農家数の推移

出典：農林業センサス



野生鳥獣による農業被害の推移

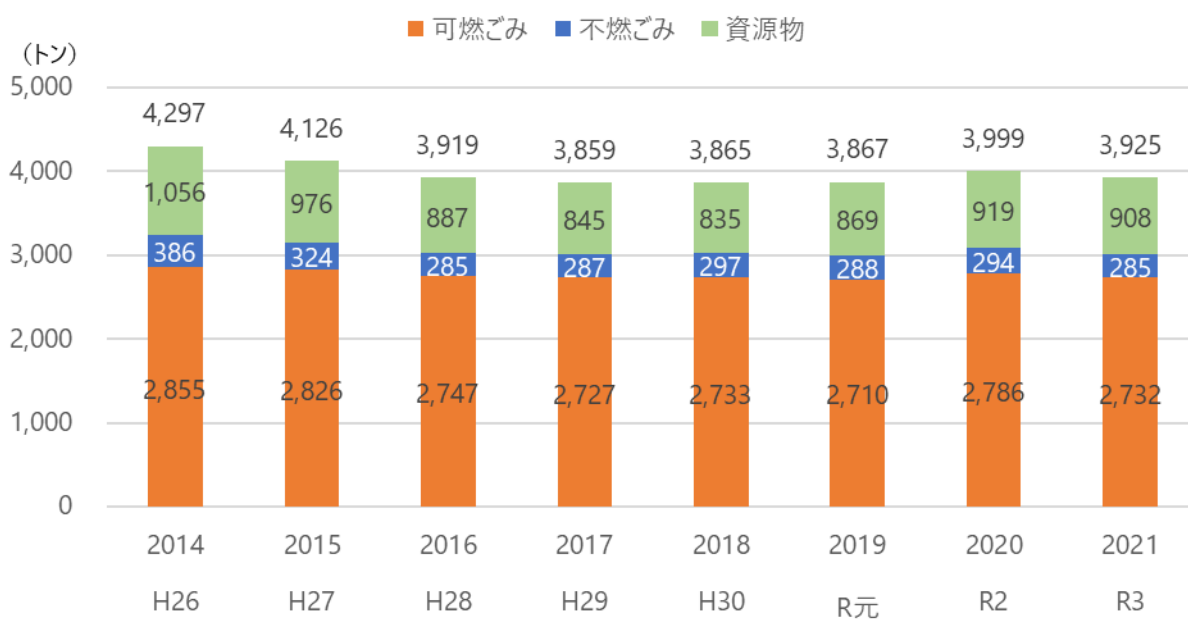
出典：嵐山町資料



### (3) 生活環境

#### ① 廃棄物

嵐山町内で令和3年度(2021)に収集・処理されたごみの量は、可燃ごみが約2,700トン、不燃ごみが約300トン、資源物が約900トンとなっています。可燃ごみの量はほぼ横ばいとなっており、より一層のごみ減量化が必要です。町民1人1日当たりのごみ排出量は864g、資源化率は24.5%となっています。

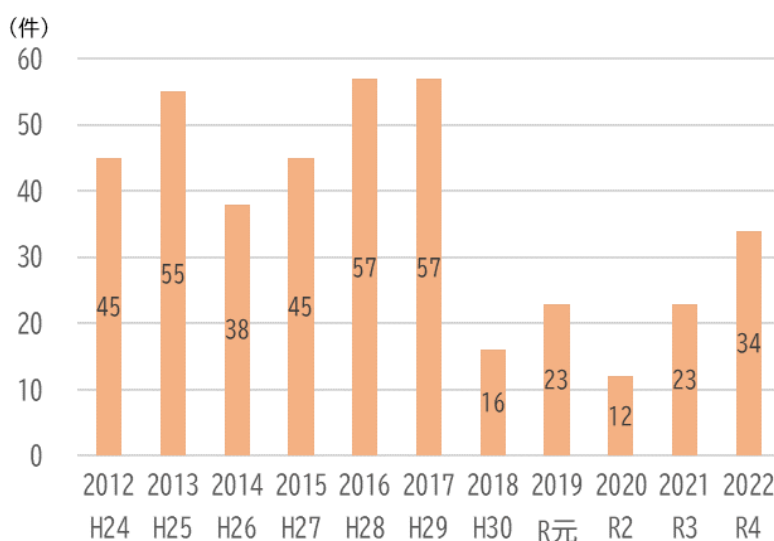


ごみ処理量の推移

出典：嵐山町資料

#### ② 不法投棄

不法投棄件数は年によって幅はあるものの、10件台～50件台で推移しています。平成29年度(2017)まで50件台でしたが、その後は30件台以下となっています。内訳はテレビ、冷蔵庫、洗濯機などが多くなっています。



不法投棄件数の推移

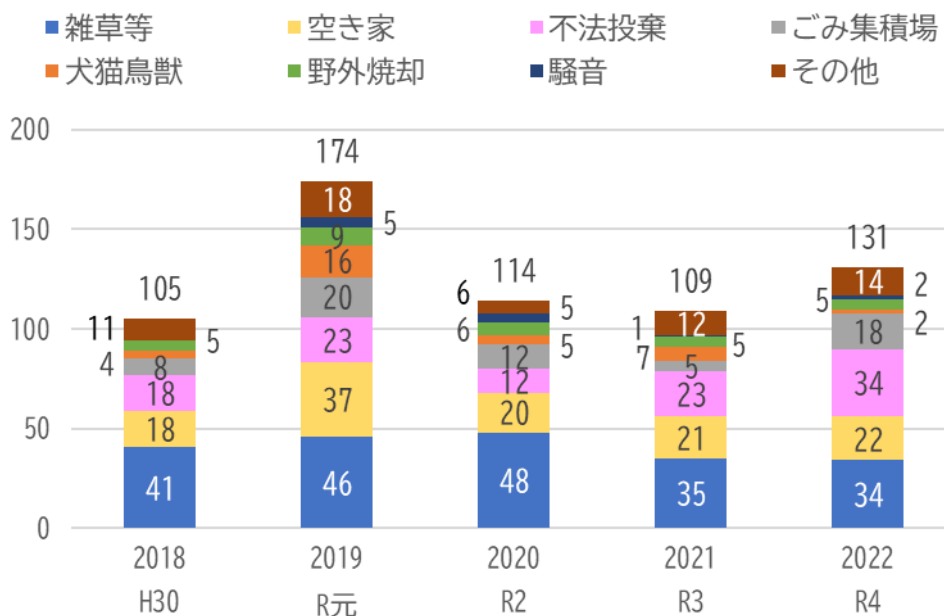
出典：嵐山町資料

#### ③ 下水道

令和4年度(2022)末時点の下水道人口普及率は68.5%、水洗化率は91.4%となっています。また、浄化槽人口普及率は24.5%となっています。

#### ④公害苦情

町に寄せられる公害苦情件数は、平成30年度（2018）から令和4年度（2022）までの間で毎年100～180件となっています。内訳としては雑草等に関するものが最も多く、空き家、不法投棄に関する苦情が多くなっています。



公害苦情件数の推移

出典：嵐山町資料

#### （4）快適環境

##### ①公園・緑地

嵐山町には、都市公園23箇所（118,746㎡）と緑地4箇所（115,750㎡）があります。

また、比企丘陵地域が埼玉県立自然公園、武蔵嵐山溪谷樹林地がさいたま緑のトラスト保全第3号地に指定されています。

嵐山町は、都幾川・槻川の清流域において、オオムラサキの森、蝶の里公園、ホタルの里等を自然保護地域として保全管理しています。

##### ②歴史・文化

嵐山町の歴史・文化財は、木曾義仲に関する観光名所が多く残されており、恵まれた自然環境の中に史跡等が調和しています。

奈良時代に創建されたといわれている鎌形八幡神社（埼玉県の有形文化財）、国の指定史跡で畠山重忠が住んでいたとされる菅谷館（城）跡、杉山城跡が有名です。

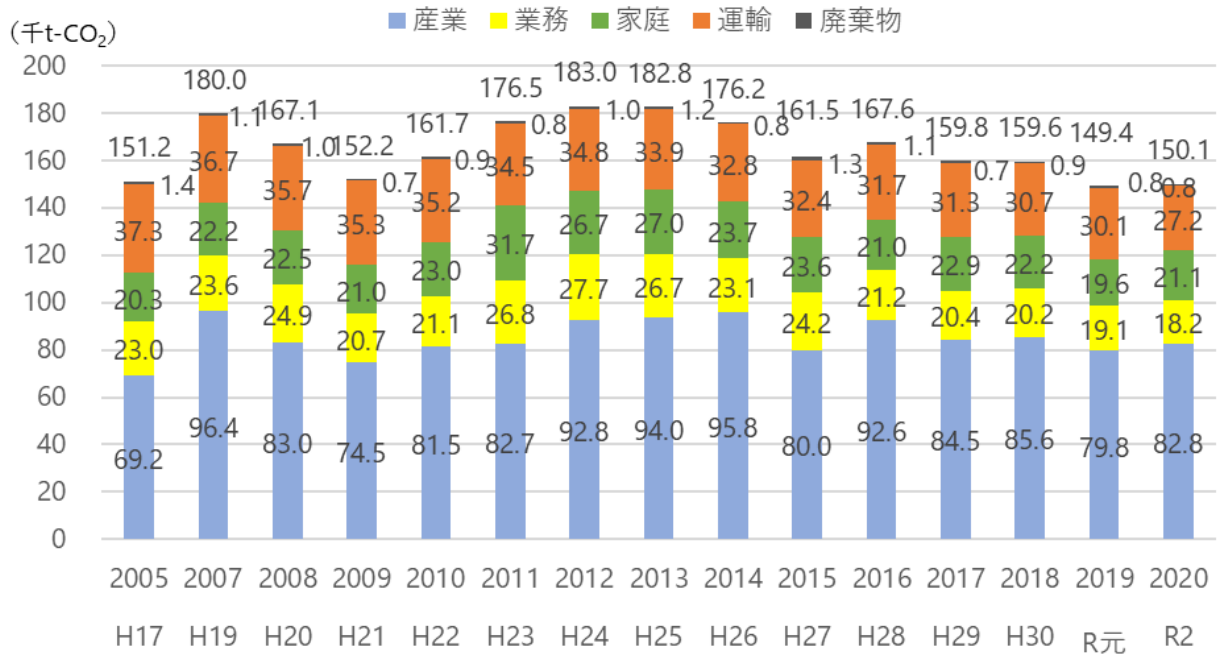
##### ③景観まちづくり

少子高齢化や核家族化の進行により、全国的に空き家の数が増加しています。嵐山町でも空き家が増えており、適切に管理されていない空き家が及ぼす近隣への悪影響が懸念されています。嵐山町では「空き家バンク」制度を設けており、空き家の売却または賃貸を希望する方から提供を受けた情報を町ホームページ等で公開し、空き家の解消に努めています。

## (5) 地球環境

### ①温室効果ガス排出量

環境省の資料によると、嵐山町全域から排出される温室効果ガスは令和2年度（2020）時点で約15万t-CO<sub>2</sub>となっています。構成割合は産業部門が最も多く、全体の半数以上の約55%を占めています。次に運輸部門が約18%、家庭部門が約14%となっています。



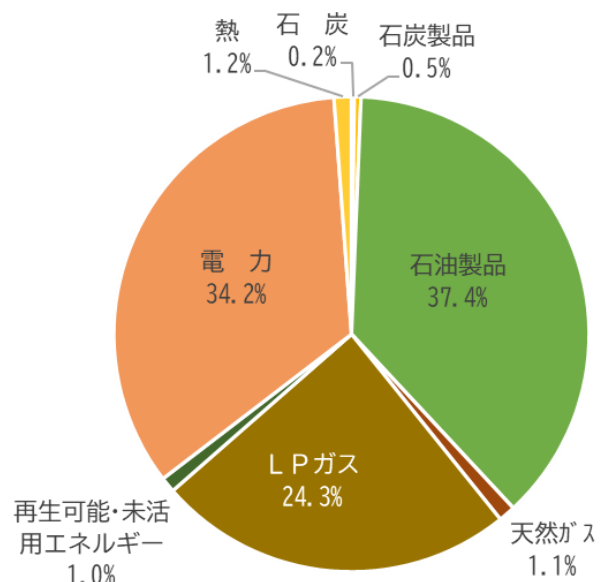
温室効果ガス排出量の推移

出典：自治体排出量カルテ（環境省）

### ②地域エネルギー需給

地域エネルギー需給データベースによると、令和元年度（2019）の嵐山町における最終エネルギー消費量は1,523TJで、エネルギー自給率は4%となっています。

エネルギー消費の内訳をみると、石油製品が約37%、電力が約34%、LPガスが約24%と、この3種類で大半を占めています。なお、エネルギーの経済収支は概算で地域外へ約55億円の流出となっています。



嵐山町のエネルギー消費の内訳

出典：地域エネルギー需給データベース（東北大学）

### ③太陽光発電導入量

資源エネルギー庁によると、令和5年（2023）3月末時点での再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）の認定件数は、主に家庭向けの10kW未満の設備で437件、導入容量で2,081kWとなっています。嵐山町の世帯数に対する普及率は5.3%となっています。

す。また、10kW 以上は 138 件、導入容量で 18,157kW となっています。

#### (6) 住民参画

町内では、住民自らが環境分野のほか、コミュニティ、福祉、防犯、教育等様々な地域活動をグループで行う「嵐山町まもり隊」が各地区において結成され、令和 5 年度時点で 23 団体が活動しています。

また町では、環境保全を含む地域コミュニティ活動や緑化活動に対して補助金を交付しています。

## 2 町民・事業者の意識

本計画の策定にあたり、町民・事業者を対象に環境に関するアンケート調査を実施しました。ここでは、その結果の中から、町民を対象にしたアンケートについて、第1次計画策定時に実施したアンケート結果（平成25（2013）年度実施）との比較可能な項目について整理しました。

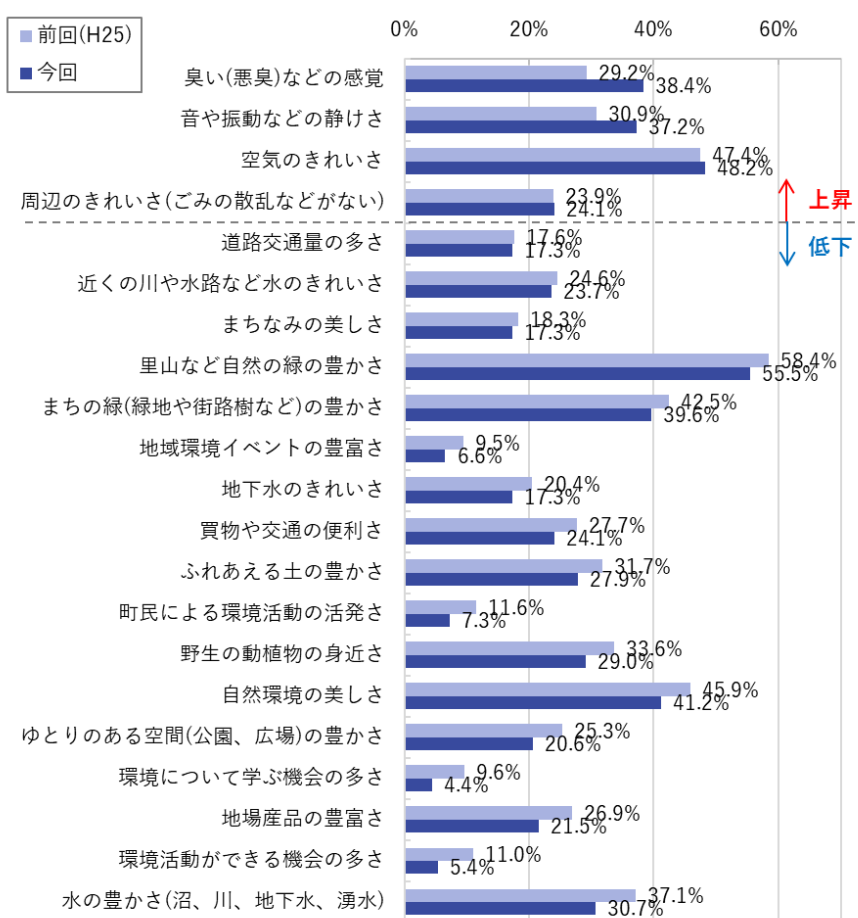
### (1) 町民

#### ① 嵐山町の環境の満足度

選択肢のうち比較可能な項目について比較すると、「臭い（悪臭）などの感覚」では満足度（満足+やや満足の合計）が9.2ポイント上昇しました。そのほか、「音や振動などの静けさ」（+6.3ポイント）などで上昇が

みられた一方、「水の豊かさ」（-6.4ポイント）、「環境活動ができる機会の多さ」（-5.6ポイント）などでは低下がみられました。

なお、今回実施したアンケート結果では、嵐山町の環境について満足度の高いもの、不満度（やや不満+不満の合計）の高いものそれぞれ上位3位は下表のとおりでした。



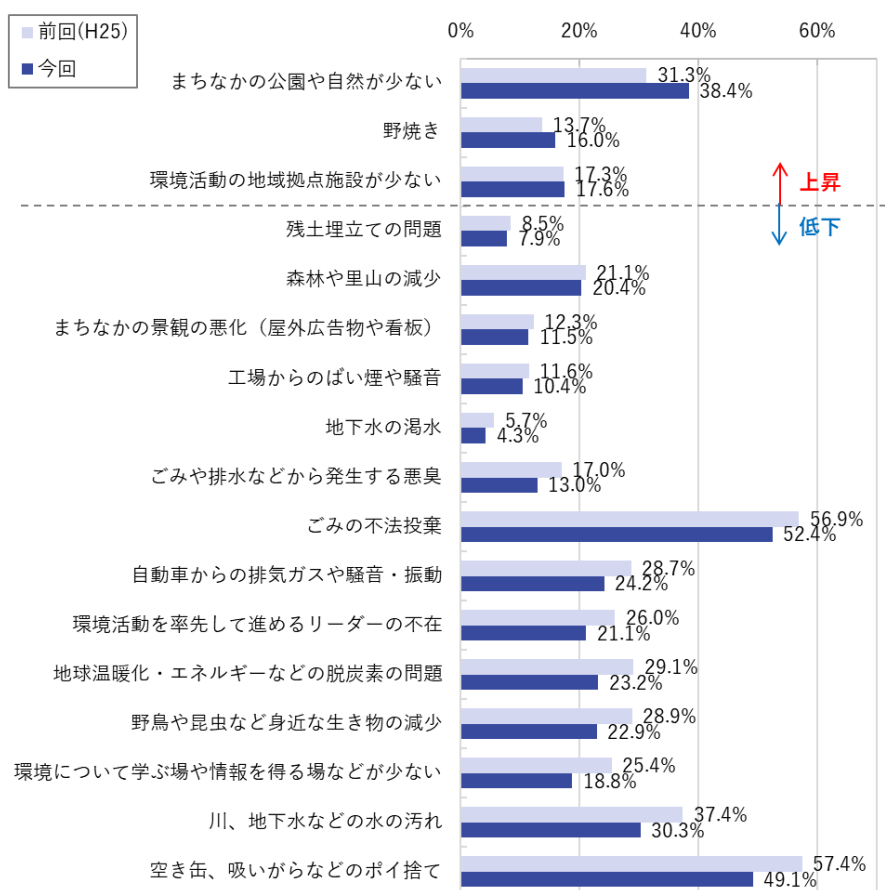
#### 満足度及び不満度の各上位3つ

区分	順位	項目 ※ ( ) 内は回答した人の割合
満足	1位	● 里山など自然の緑の豊かさ (55.5%)
	2位	● 空気のきれいさ (48.2%)
	3位	● 自然環境の美しさ (41.2%)
不満	1位	● 買物や交通の便利さ (39.1%)
	2位	● ゆとりのある空間(公園、広場)の豊かさ (34.4%)
	3位	● 周辺のきれいさ(ごみの散乱などが無い) (28.3%)

## ②嵐山町の改善すべき環境の課題

選択肢のうち比較可能な項目について比較すると、「まちなかの公園や自然が少ない」では7.1ポイント上昇しました。そのほか、「野焼き」(+2.3ポイント)、「環境活動の地域拠点施設が少ない」(+0.3ポイント)で上昇がみられました。

一方「空き缶、吸いがらなどのポイ捨て」は8.3ポイント低下し、「川、地下水などの水の汚れ」(-7.1ポイント)、「環境について学ぶ場や情報を得る場などが少ない」(-6.6ポイント)などで低下がみられました。



なお、今回実施したアンケート結果では、町全体の改善すべき環境の課題の上位5つは下表のとおりでした（カッコ内は回答した人の割合）。

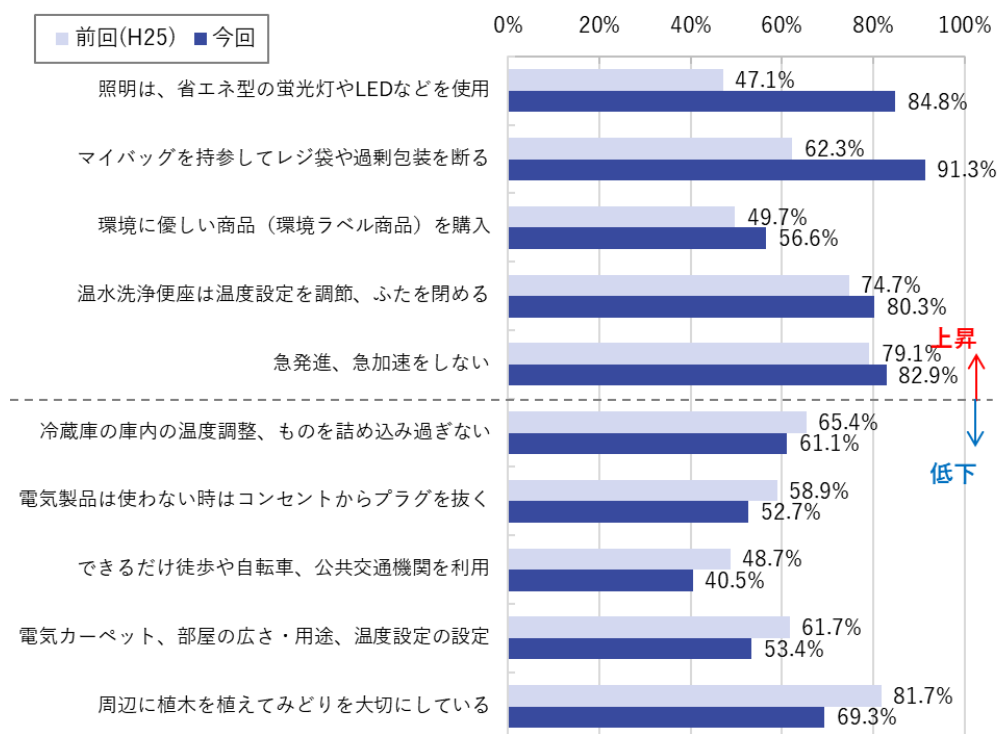
### 町全体の改善すべき環境の課題の上位5つ

順位	項目 ※（ ）内は回答した人の割合
1位	● ごみの不法投棄（52.4%）
2位	● 空き缶、吸いがらなどのポイ捨て（49.1%）
3位	● まちなかの公園や自然が少ない（38.4%）
4位	● 川、地下水などの水の汚れ（30.3%）
5位	● 自動車からの排気ガスや騒音・振動（24.2%）

### ③実践している環境保全の取組

選択肢のうち比較可能な項目について比較すると、「照明は、省エネ型の蛍光灯やLEDなどを使用」では+37.7ポイントと大きく上昇しました。そのほか、「マイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断る」(+29.0ポイント)、「環境に優しい商品(環境ラベル商品)を購入」(+6.9ポイント)なども上昇がみられました。

一方「周辺に植木を植えてみどりを大切にしている」は12.4ポイント低下し、「電気カーペット、部屋の広さ・用途、温度設定の設定」(-8.3ポイント)、「できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を利用」(-8.2ポイント)などでも低下がみられました。



なお、今回実施したアンケート結果では、「実行している」(いつも行っている+時々行っているの合計)の上位3位と下位3位は下表のとおりでした(カッコ内は回答した人の割合)。

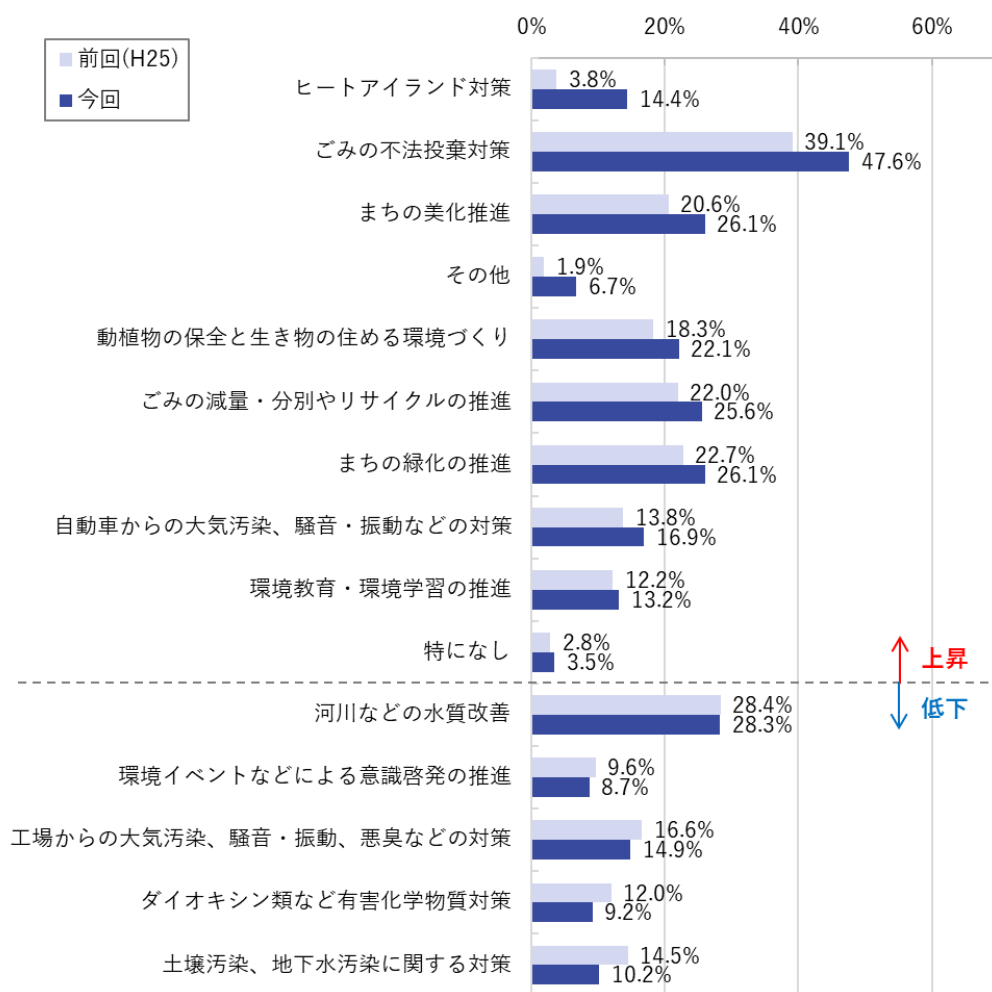
#### 「実行している」の上位3つと下位3つ

順位	項目 ※ ( ) 内は回答した人の割合
上位	1位 ● 人のいない部屋の照明はこまめに消灯 (95.8%)
	2位 ● 家庭ゴミの分別、リサイクル (95.1%)
	3位 ● マイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断る (91.3%)
下位	1位 ● 電気カーペット、部屋の広さ・用途、温度設定の設定 (53.4%)
	2位 ● 電気製品は使わない時はコンセントからプラグを抜く (52.7%)
	3位 ● できるだけ徒歩や自転車、公共交通機関を利用 (40.5%)

④嵐山町に優先的に取り組んでほしいこと

前回実施したアンケートの集計結果と比較すると、「ヒートアイランド対策」では 10.6 ポイント上昇しました。また「ごみの不法投棄対策」(+8.5 ポイント)、「まちの美化推進」(+5.5 ポイント)なども上昇しました。

一方「土壌汚染、地下水汚染に関する対策」は 4.3 ポイント低下しました。また、「ダイオキシン類など有害化学物質対策」(-2.8 ポイント)、「工場からの大気汚染、騒音・振動、悪臭などの対策」(-1.7 ポイント)なども低下しました。



「嵐山町に優先的に取り組んでほしいこと」の上位3つ

順位	項目 ※ ( ) 内は回答した人の割合
1位	● ごみの不法投棄対策 (47.6%)
2位	● 河川などの水質改善 (28.3%)
3位	● まちの緑化の推進 (26.1%)

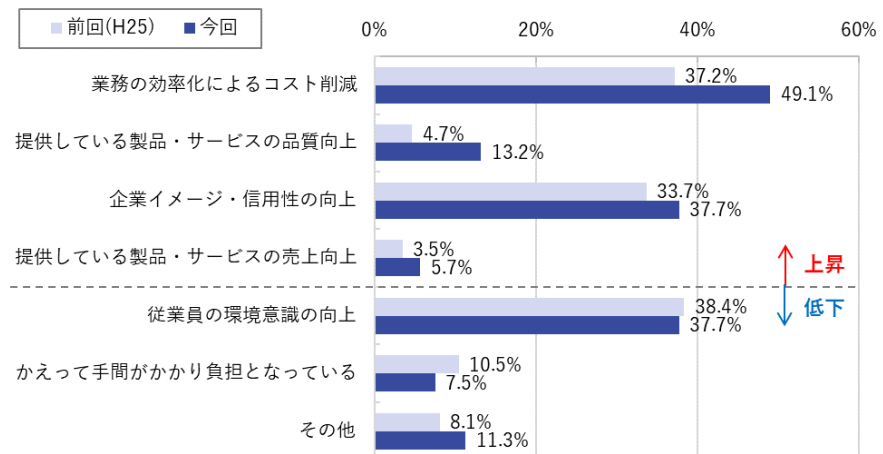


## (2) 事業者

### ①環境活動に取り組んだことで得られた効果

前回実施したアンケートの集計結果と比較すると、「業務の効率化によるコスト削減」では11.9ポイント上昇しました。また「提供している製品・サービスの品質向上」(+8.5ポイント)なども上昇しました。

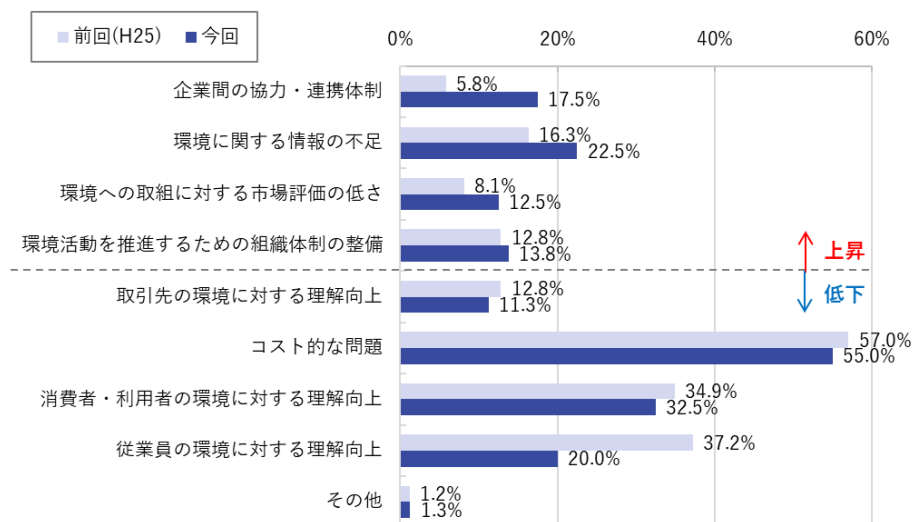
一方「かえって手間がかかり負担となっている」は3.0ポイント低下しました。また、「従業員の環境意識の向上」(-0.7ポイント)も低下しました。



### ②環境活動を進めるにあたり課題となること

前回実施したアンケートの集計結果と比較すると、「企業間の協力・連携体制」では11.7ポイント上昇しました。また「環境に関する情報の不足」(+6.2ポイント)、「環境への取組に対する市場評価の低さ」(+4.4%)なども上昇しました。

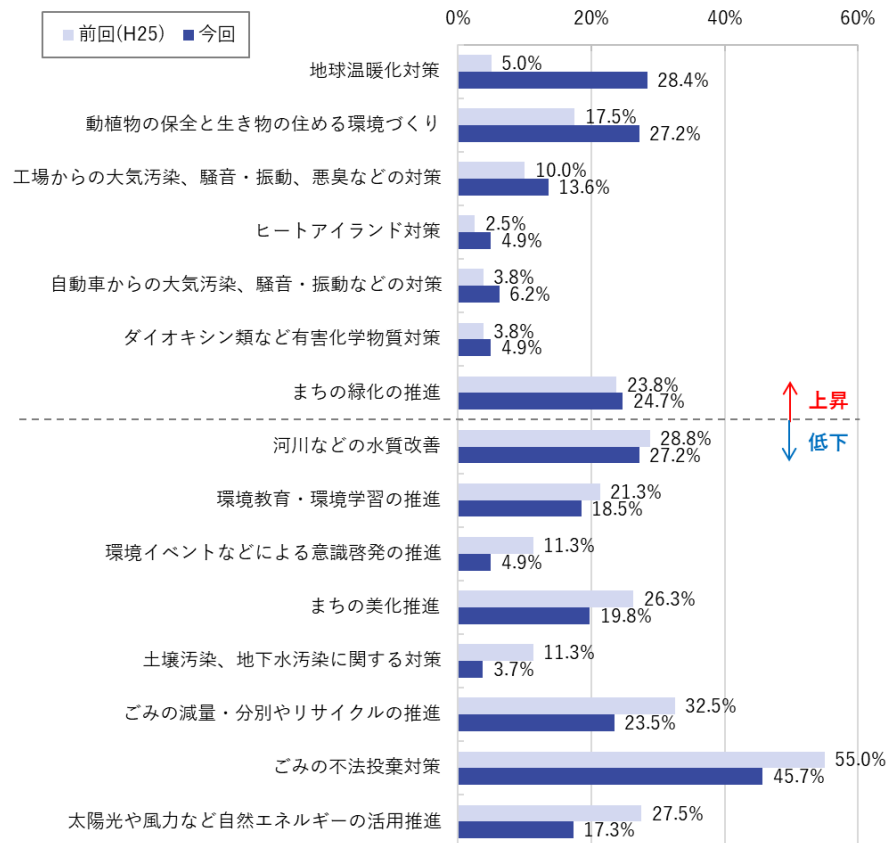
一方「従業員の環境に対する理解向上」は17.2ポイント低下しました。また、「消費者・利用者の環境に対する理解向上」(-2.4ポイント)なども低下しました。



### ③町が重点的に進めるべき環境への対策

前回実施したアンケートの集計結果と比較すると、「地球温暖化対策」では23.4ポイントと大きく上昇しました。また「動植物の保全と生き物の住める環境づくり」(+9.7ポイント)、「工場からの大気汚染、騒音・振動、悪臭などの対策」(+3.6ポイント)なども上昇しました(次ページの図)。

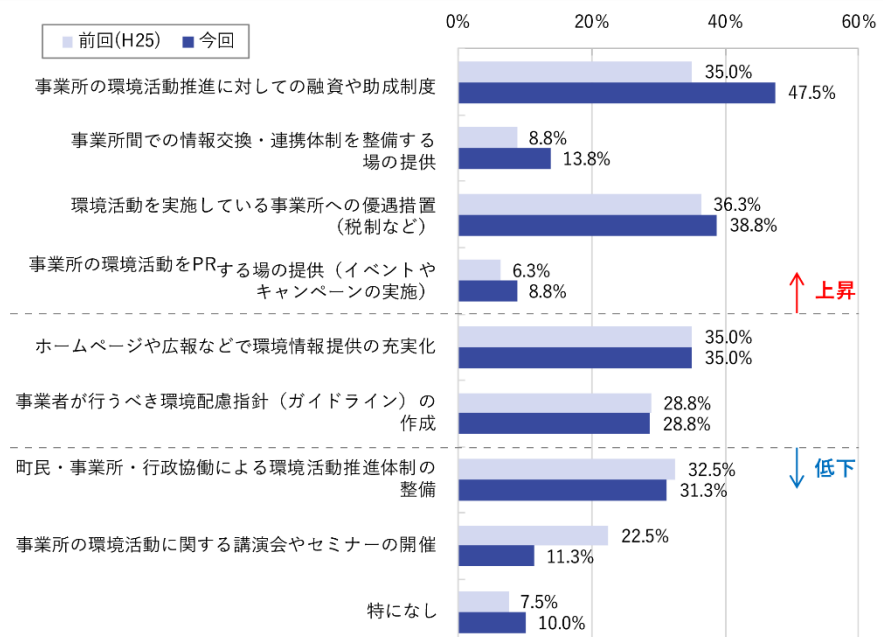
一方「太陽光や風力など自然エネルギーの活用推進」は10.2ポイント低下しました。また、「ごみの不法投棄対策」(−9.3ポイント)、「ごみの減量・分別やリサイクルの推進」(−9.0ポイント)なども低下しました。



④町が環境活動を進めるために実施すると望ましいサポートなど

前回実施したアンケートの集計結果と比較すると、「事業所の環境活動推進に対しての融資や助成制度」では12.5ポイント上昇しました。また「事業所間での情報交換・連携体制を整備する場の提供」(+5.0ポイント)、「環境活動を実施している事業所への優遇措置(税制など)」(+2.5ポイント)なども上昇しました。

一方「事業所の環境活動に関する講演会やセミナーの開催」は11.2ポイント低下しました。また、「町民・事業所・行政協働による環境活動推進体制の整備」(−1.2ポイント)なども低下しました。



### 3 第1次計画の評価

#### (1) 第1次計画の取組結果と課題

第1次計画において設定した4つの基本目標について、取組の実績と課題を整理しました。

#### 基本目標1：緑と水、里山を守り、育むまち

##### 1-1 里山の自然を保全しよう

基本施策	取組実績と課題
里山・森林の保全	<b>&lt;実績&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 里山維持のボランティアは、活動団体数が6団体で、令和4年度実績では延べ701人の作業人員が確保され、里山の維持管理が計画的に進められた。</li> </ul> <b>&lt;課題&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 各団体の構成員が高齢化しているため、後継者の育成と確保が喫緊の課題となっている。</li> <li>● 里山保全活動を実施するに当たり、作業機器の購入費及び燃料代等の負担が重荷となっている団体もあり、補助金等の活用について検証する必要がある。</li> </ul>
貴重な動植物の保全 (生物多様性の保全)	
環境学習の推進	

##### 【環境指標】

指標	現状値	目標値	実績値
里山の維持管理を行うボランティア数	525人 (H24年度)	1,000人	701人 (R4年度)

##### 1-2 水辺と緑を守ろう

基本施策	取組実績と課題
水辺環境の保全	<b>&lt;実績&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内の保護樹林及び保護樹木は目標どおり維持され、地域の緑化が促進された。</li> <li>● 美化清掃運動については、新型コロナウイルス感染拡大による一時中止を経て、令和3年度から再開し、令和4年度には延べ7,354人が参加した。</li> </ul> <b>&lt;課題&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護樹林及び保護樹木を維持し、目標値を達成することができ、令和2年度末で保護樹木14本の全てが指定期間更新、保護樹林で36,496㎡分が指定期間更新となり、令和3年度から更に10年間保全が保たれるべく、土地所有者から指定に係る承諾を得ることができた。一方で、保護樹林の区域に関しては、太陽光発電施設造成事業計画が持ち上がる恐れがあり、注視していく必要がある。</li> </ul>
まちなかの緑の創出	
環境教育の推進	

【環境指標】

指 標	現状値	目標値	実績値
保護樹林及び保護樹木の指定数	樹林 57,769 m <sup>2</sup> 樹木 14 本 (H24 年度)	樹林 53,576 m <sup>2</sup> 樹木 14 本	樹林 54,137 m <sup>2</sup> 樹木 14 本 (R4 年度)
美化清掃運動の参加者数	10,721 人 (H24 年度)	11,000 人	7,354 人 (R4 年度)

1-3 農環境を守り、親しもう

基本施策	取組実績と課題
農林業支援・農林地の活用	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 幻の小麦農林 61 号の復活プロジェクトにより、うどんをはじめ焼き菓子など多くの商品が販売されるようになった。町外ではあるが使用量が大口の飲食店の売り上げも好調であった。嵐山町産小麦「農林 61 号」を使用した商品が食べられる・購入できる店舗を紹介した「らんざん農林 61 マップ」を発行し、協賛店をめぐってもらう懸賞付きのスタンプラリーを行い特産品の PR ができた。</li> <li>● 市民農園では約 380 人の方が利用しており、農地の有効活用が図られている。さらに、地元の保育園や小学校向けにじゃがいもとさつま芋掘りを実施し、食育にも貢献している。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農産物直売所では、新型コロナウイルス感染防止対策による営業時間の短縮等の影響で売上が下がり、令和 4 年度もコロナ禍前には回復していないことから、売上の回復の仕掛けづくりが急務となっている。</li> <li>● 市民農園は長く現状維持となっており、今後も現状維持が課題となっている。</li> </ul>
地産地消の推進	
環境教育の推進	

【環境指標】

指 標	現状値	目標値	実績値
地場産品の販売促進 (農産物直売所の売上高)	271 百万円 (H24 年度)	312 百万円	286 百万円 (R4 年度)
市民農園の総面積	1.6ha (H24 年度)	2.5ha	1.6ha (R4 年度)

## 基本目標 2：人と地球にやさしい生き方を実践するまち

### (嵐山町ストップ温暖化地域推進計画)

#### 2-1 省エネルギーに取り組もう

基本施策	取組実績と課題
省エネルギー機器・設備の導入支援	<b>&lt;実績&gt;</b> ● 公共施設の CO <sub>2</sub> 排出量については、H30 年度から R2 年度まで 3 年連続で前年度より削減された結果となった。 <b>&lt;課題&gt;</b> ● 高効率給湯器等設置補助金については、R4.3.1 付けで嵐山町ゼロカーボンシティ宣言を表明したことにより、温室効果ガス削減に向け、町民の意識改革を図る意味でも、補助金交付の再開について、検討する必要がある。
公共施設の節電対策	
エコライフ推進の普及啓発	
緑のカーテン等の普及啓発	

#### 【環境指標】

指標	現状値	目標値	実績値
公共施設の CO <sub>2</sub> 排出量	1,078,670 kg-CO <sub>2</sub> (H23 年度)	862,936 kg-CO <sub>2</sub>	940,351 kg-CO <sub>2</sub>
高効率給湯機等設置補助金の交付	44 件/年 (H24 年度)	60 件/年	なし ※H29 年度で終了

#### 2-2 再生可能エネルギーを活用しよう

基本施策	取組実績と課題
太陽光発電・太陽熱利用の推進	<b>&lt;実績&gt;</b> ● 太陽光発電システム設置施設数は 6 施設となっている。 ● 住宅等への太陽光発電設置補助金は平成 29 年度で終了した。 <b>&lt;課題&gt;</b> ● 公共施設の太陽光発電システム設置に関し、R4.3.1 付けで嵐山町ゼロカーボンシティ宣言を表明したことにより、国補助金を活用した設備導入を検討する必要がある。 ● 太陽光発電設置補助金についても、温室効果ガス削減に向け、町民の意識改革を図る意味でも、補助金交付の再開について、検討する必要がある。
木質バイオマスエネルギーの活用	

#### 【環境指標】

指標	現状値	目標値	実績値
公共施設の太陽光発電システム設置施設数	3 施設 (H24 年度)	随時検討・実施	6 施設
太陽光発電設置補助金の交付件数	43 件/年 (H24 年度)	60 件/年	なし ※H29 年度で終了

## 2-3 自動車からの CO<sub>2</sub> 排出を減らそう

基本施策	取組実績と課題
エコドライブの推進	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 目標値は達成されていないが、低公害車が導入され積極的な使用ができています。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● CO<sub>2</sub> 排出量の削減のため、国補助金を活用した電気自動車等の導入について、検討する必要がある、低公害車の台数を増加させたい。</li> </ul>
公共交通施策の推進	
低公害車（エコカー）の普及啓発	

### 【環境指標】

指標	現状値	目標値	実績値
公用車の低公害車（エコカー）台数	17 台 (H24 年度)	32 台	31 台 (R4 年度)

## 基本目標 3：持続可能な循環型社会をめざすまち

### 3-1 ごみの減量化を進めよう

基本施策	取組実績と課題
ごみの適正処理	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ・資源分別収集カレンダーや広報嵐山、町ホームページによりごみ減量化の周知が図られ、令和元年度は目標値を達成したものの、その後再び目標値未達成となっている。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ減量化を推進する上で、グリーン購入の推進について検討する必要がある。</li> </ul>
ごみの減量化の普及啓発	
公共施設におけるごみ減量化の推進	

### 【環境指標】

指標	現状値	目標値	実績値
1 人 1 日当たりのごみ排出量	855g/人日 (H23 年度)	800g/人日	864g/人日 (R3 年度)

### 3-2 資源の再利用を進めよう

基本施策	取組実績と課題
リサイクルの推進・普及啓発	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭用生ごみ処理機器補助金について、交付件数は目標値を達成していないが、交付単価の大きい電気式生ごみ処理機を購入されるケースがあり、令和元年度、令和2年度ともほぼ予算額満額を補助金交付することができ、生ごみ減量化に繋がったと思われる。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リサイクル率が目標値を達成していないので、町民の分別意識を向上させるべく、更なる周知・啓発を行う必要がある。</li> <li>● 家庭用生ごみ処理機器のさらなる普及を図る必要がある。</li> </ul>
生ごみ堆肥化の推進	

#### 【環境指標】

指標	現状値	目標値	実績値
リサイクル率	27.0% (H23年度)	30%	24.5% (R3年度)
家庭用生ごみ処理機器補助金の交付件数	12件/年 (H24年度)	20件/年	24件/年 (R4年度)

## 基本目標4：安全安心で笑顔あふれるまち

### 4-1 きれいな空気と静かな生活環境を守ろう

基本施策	取組実績と課題
大気汚染の監視	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年によって苦情件数の増減があり、H29年度までは不法投棄の苦情が突出して多かったが、町職員による夜間不法投棄パトロールの実施等により、苦情件数が減っている。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 例年、空き地に繁茂した雑草に対する苦情が多い。毎年苦情があるような場所で、適正管理がなされない場合があり、対処を検討する必要がある。</li> </ul>
騒音・振動対策の推進	
悪臭対策の推進	
化学物質等（放射性物質）による汚染の防止	

#### 【環境指標】

指標	現状値	目標値	実績値
町民100人当たりの公害に対する苦情件数	1.219件 (H24年度)	0.650件	0.749件 (R4年度)

#### 4-2 良好な水環境を守ろう

基本施策	取組実績と課題
水質の改善	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内河川の水質調査結果について、令和元年度は 6 地点で年 4 回の採水を行い、BOD 測定結果については、全ての地点で年間平均値が環境基準を達成した。</li> <li>● 下水道人口普及率については目標値を達成することができなかったが、未接続世帯への水洗化促進を行い、普及率は年々増加している。</li> <li>● 浄化槽人口普及率については目標値を達成することができなかったが、町管理型浄化槽整備推進事業が推進され、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換設置が図られ、普及率は年々増加している。</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内河川の水質調査について、令和 2 年度は令和元年度実施の 6 地点に加え、BOD の数値が高いと思われた箇所 2 地点について、年 1 回の採水を行った。河川への流入元である都市下水路の水質保全を図る必要がある。</li> <li>● 下水道、浄化槽共に目標達成に向け、更なる普及率向上を目指したい。</li> </ul>
生活排水対策の推進	
地下水の保全	

#### 【環境指標】

指標	現状値	目標値	実績値
水質調査結果 (BOD 測定結果)	環境基準達成 (H24 年度)	環境基準達成を維持	環境基準達成
下水道人口普及率	65.0% (H24 年度)	70.0%	68.5% (R4 年度)
浄化槽人口普及率	20.4% (H24 年度)	30.0%	24.5% (R4 年度)

#### 4-3 快適で暮らしやすい環境を維持しよう

基本施策	取組実績と課題
公園・道路等の維持管理	<p>&lt;実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 年によって不法投棄件数の増減はあるが、町職員による夜間不法投棄パトロールの実施等により、件数が減っていると思われる。</li> <li>● ロードサポート事業参加団体数については目標値を達成しており、自治会等との協働により団体数を確保している</li> </ul> <p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 昼夜を含めた不法投棄パトロールの実施により、不法投棄件数の抑制を継続すること。</li> <li>● 道路の美化活動推進のため、ロードサポート事業への参加団体数を増加させること。</li> </ul>
不法投棄の防止	
まちの美化の推進	
景観の保全	



【環境指標】

指標	現状値	目標値	実績値
不法投棄件数	45 件／年 (H24 年度)	20 件／年	34 件／年 (R4 年度)
ロードサポート事業 参加団体数	6 団体 (H24 年度)	10 団体	12 団体 (R4 年度)

#### 4 取り組むべき課題

嵐山町の環境の現況及び第 1 次計画の評価等から、本計画において取り組むべき課題を次のとおり抽出しました。

##### 本計画で取り組むべき課題

分野	現状（問題点）	抽出した課題
社会 特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和 2 年（2020）時点での人口は 17,889 人、世帯数は 7,421 世帯で、人口は減少傾向、世帯数は増加傾向。</li> <li>● 町の面積 29.92 km<sup>2</sup>のうち、山林が 29.6%で最も多く占め、次いでその他（19.6%）、畑（16.1%）と自然的土地利用が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境保全の担い手確保</li> </ul>
自然 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川の水質は、全ての地点において BOD の環境基準を達成している。</li> <li>● 熊谷測定局での測定値によると、大気環境は多くの項目で環境基準を達成しているものの、光化学オキシダントは環境基準を達成していない。</li> <li>● 丘陵地の里山には多種の生物がみられ、生物多様性が高い。</li> <li>● 保護樹林 54,137 m<sup>2</sup>、保護樹木 14 本を保護している。保護樹林の区域では太陽光発電所の設置計画の浮上が懸念される。</li> <li>● 外来種の侵入・定着がみられる。</li> <li>● 農地面積は減少傾向にあったが、令和 2 年（2020）は増加。総農家数は減少傾向にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 光化学オキシダント対策</li> <li>● 河川水質の維持</li> <li>● 町名の由来である武蔵嵐山溪谷の保全</li> <li>● 生物多様性が高い里山の保全</li> <li>● 里山保全の担い手の確保</li> <li>● 保護樹林・保護樹木の維持管理</li> <li>● 外来種対策</li> <li>● 耕作放棄地対策</li> </ul>
生活 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみの処理量はほぼ横ばい。</li> <li>● 令和 3 年度（2021）時点で、町民 1 人 1 日当たりの排出量は 864g、資源化率は 24.5%。</li> <li>● 不法投棄は年 30 件程度発生。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ減量化</li> <li>● 資源化率の向上</li> <li>● 食品ロス対策</li> <li>● 不法投棄対策</li> </ul>

分野	現状（問題点）	抽出した課題
生活環境 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道は令和 4 年度（2022）末時点で普及率 68.5%、水洗化率 91.4%。</li> <li>● 自動車騒音への対応が求められている。（アンケートから）</li> <li>● 公害苦情件数は年 100～180 件程度寄せられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道への接続促進</li> <li>● 自動車交通の騒音対策</li> <li>● 公害苦情への対応</li> </ul>
快適環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共交通への町民の要望がある。（アンケートから）</li> <li>● 都市公園 23 箇所（118,746 m<sup>2</sup>）、緑地 4 箇所（115,750 m<sup>2</sup>）が整備済。</li> <li>● 豊富な歴史・文化資源が存在。</li> <li>● 放置されている空き家への対応が求められている。（アンケートから）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園・緑地の維持管理</li> <li>● 公共交通の改善</li> <li>● 歴史・文化資源の保存と活用</li> <li>● 空き家の利活用</li> </ul>
地球環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町全域から排出される温室効果ガス総排出量（CO<sub>2</sub> 換算）は令和 2 年度（2020）時点約 15 万トン。</li> <li>● 令和元年度（2019）の嵐山町における最終エネルギー消費量は 1,523TJ、エネルギー自給率は 4%。エネルギーの経済収支は概算で地域外へ約 55 億円の流出。</li> <li>● 令和 5 年 6 月末時点の再生可能エネルギー固定価格買取制度対象の太陽光発電設備導入件数は 575 件、発電容量は 20,238kW。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カーボンニュートラルの実現</li> <li>● 再生可能エネルギーの導入促進</li> <li>● 適応策の検討</li> </ul>
住民参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境分野のほか、コミュニティ、福祉、防犯、教育等様々な地域活動をグループで行う「嵐山町まもり隊」が 23 団体登録されている。</li> <li>● 環境保全を含む地域コミュニティ活動や緑化活動に対して補助金を交付している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境保全意識向上</li> <li>● 環境教育の推進</li> <li>● 多様な関係者間の連携</li> </ul>

## 第3章 嵐山町の望ましい環境像と基本目標

### 1 望ましい環境像

「望ましい環境像」は、嵐山町が目指す理想的な環境を表現したものです。このビジョンは、「嵐山町環境基本条例」等に基づき、町が描く環境の方針を示しています。

嵐山町が抱える環境面の課題に対処し、嵐山町の豊かな環境をより良いものとしていくため、行政、町民、事業者の連携と協同のもと、人と自然が調和する持続可能な社会を築くための指針として、「望ましい環境像」を次のとおり掲げます。

#### 【望ましい環境像】

## 緑と清流 オオムラサキが舞う 人も自然も豊かなまち らんざん

本計画では、この「望ましい環境像」を実現するために、第1次計画に引き続き取組を推進します。

### 2 基本目標

本計画では、前項で設定した「望ましい環境像」を実現していくため、基本目標を設定しました。基本目標は、第1次計画の取組の結果や、環境の現況・動向及び課題等を踏まえつつ、町民・事業者へのアンケートの結果及び町民・事業者・町（行政）の代表者から構成される嵐山町環境審議会での検討を重ねながら、次の5つとしました。

5つの基本目標とその方向性は、以下のとおりです。

#### 1 オオムラサキ舞う 緑と清流を守るまち

里山・森林、河川・水辺、大気などの自然環境の保全と、自然と強く結びついた農林業振興に取り組みます。

#### 2 安心して心豊かに 暮らせるまち

生活環境の保全として、ごみの減量化と4Rの推進、騒音・振動・悪臭等の公害対策に取り組みます。

#### 3 ずっと住みたい 誇れるまち

快適環境の保全として、公園・道路の維持管理、まちなかの美化や緑化、歴史・文化資源の保存と活用に取り組みます。

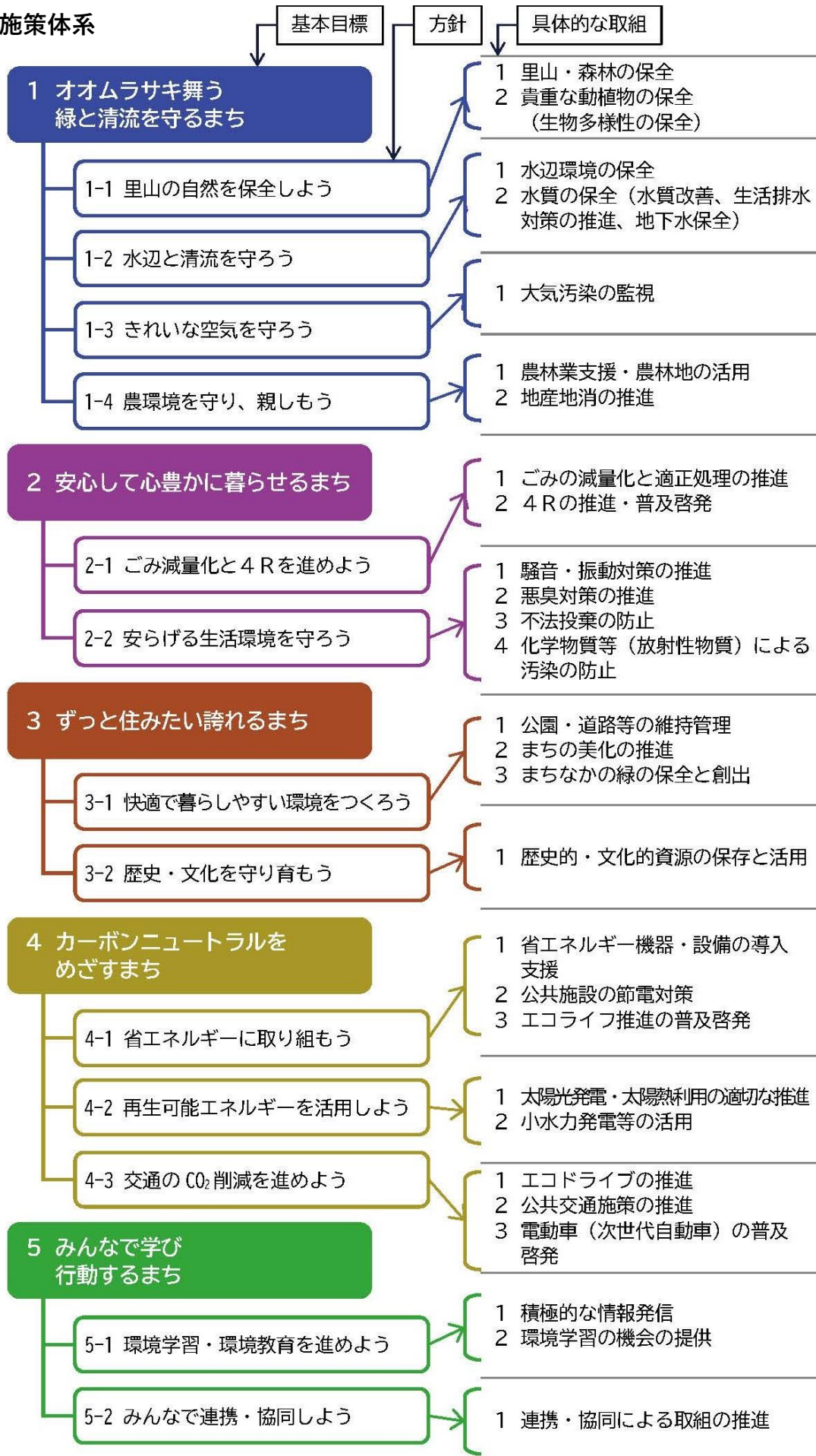
#### 4 カーボンニュートラルを めざすまち

2050年カーボンニュートラルを目指して、温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。

#### 5 みんなで学び 行動するまち

環境について知り、学び、そしてそれぞれが、また連携して行動し、より良い嵐山町の環境づくりに取り組みます。

### 3 施策体系



## 第4章 基本目標実現のための取組

### 基本目標1 オオムラサキ舞う緑と清流を守るまち

#### 方針1 里山の自然を保全しよう

##### 【取組の概要】

嵐山町の貴重な自然環境の保全のため、「里地里山づくり活動地域」と「里地里山づくり保全地域」の指定や環境NPO・ボランティア支援、森林管理強化、外来生物捕獲、生物多様性の啓発活動などを行います。

##### ①里山・森林の保全

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 嵐山町里地里山づくり条例に基づき、「里地里山づくり活動地域」及び「里地里山づくり保全地域」の指定を推進します。</li><li>● オオムラサキの森やホタルの里、蝶の里公園、緑のトラスト保全地等の自然保護地域における、里山の適正な維持管理を行います。</li><li>● 里山や希少な動植物を保全していくため、環境NPOやボランティア団体を積極的に支援します。</li><li>● 地域団体や企業等と協同して、森林の維持管理を促進します。</li><li>● 森林環境譲与税を森林保全等に活用します。</li></ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 町（行政）や市民団体が主催する里山保全活動、自然観察会等に積極的に参加します。</li><li>● 自然の中での遊びやレクリエーションを楽しみ、自然との親しみを深めます。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 新たな開発を行う際は、自然環境の保護・保全に配慮します。</li><li>● 環境への負荷を低減させた工事を実施します。</li><li>● 町（行政）や市民団体が主催する里山保全活動、自然観察会等に協力します。</li></ul>

##### ②貴重な動植物の保全（生物多様性の保全）

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● オオムラサキの森、蝶の里公園、ホタルの里といった自然保護公園において、オオムラサキやホタル等の貴重な動植物の保全に努めます。</li><li>● 町内の小学生やボランティアと連携し、オオムラサキの幼虫調査等を実施します。</li><li>● アライグマ等の外来生物に対して、適切な捕獲を行います。</li><li>● 嵐山町の自然など、生物多様性の保全のための啓発を行います。</li></ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生物多様性への理解を深め、地域在来の動植物やそのすみかの保全に努めます。</li><li>● 貴重な動植物の捕獲や採取はしません。</li><li>● 地域の生態系を乱さないよう、外来種の扱いに注意します。</li></ul>

事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生物多様性への理解を深め、地域在来の動植物やそのすみかの保全に努めます。</li> <li>● 貴重な動植物の捕獲や採取はしません。</li> </ul>
-----	--

## 方針2 水辺と清流を守ろう

### 【取組の概要】

里山と水辺環境の保全に注力し、町民と協力して水辺の清掃活動や水質調査を実施し、公共下水道整備計画に基づく整備と普及啓発を進めるとともに、地下水の保全と雨水の有効活用を推進して河川への負担を軽減します。

### ①水辺環境の保全

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 里山保全と合わせて、水辺環境の保全に関する取組を推進します。</li> <li>● 町民や観光協会等との協同により、水辺の清掃活動等を推進し、水辺環境の保全に努めます。</li> </ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水辺の清掃活動等に、積極的に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水辺の清掃活動等に、積極的に参加・支援します。</li> </ul>

### ②水質の保全（水質改善、生活排水対策の推進、地下水保全）

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内の河川において、定期的に水質調査を行い、継続的な監視を行います。</li> <li>● 花見台工業団地内調整池の水質調査を定期的に行います。</li> <li>● 町民・事業者への改善指導等を行います。</li> <li>● 公共下水道整備計画に基づき、公共下水道整備を着実に推進します。</li> <li>● 下水道整備済み地域において、公共下水道に接続していない町民に対し、接続を促す普及啓発を行います。</li> <li>● 公共下水道事業区域外の地域は、市町村設置型合併処理浄化槽による整備を推進します。</li> <li>● 農薬の適正利用を推進する等、地下水の保全に努めます。</li> <li>● 雨水の貯留と有効活用をはかり、河川への負担を軽減します。</li> </ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農薬や灯油などを漏出させないように注意します。</li> <li>● 公共下水道への接続や単独浄化槽から合併浄化槽への切替を行います。</li> <li>● 雨水貯留施設等を設置し、雨水の有効活用に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農薬や灯油などを漏出させないように注意します。</li> <li>● 公共下水道への接続や単独浄化槽から合併浄化槽への切替を行います。</li> <li>● 雨水貯留施設等を設置し、雨水の有効活用に努めます。</li> </ul>

## 方針3 きれいな空気を守ろう

### 【取組の概要】

大気環境の把握を継続しつつ、野外焼却防止のために環境保全巡視を強化し、啓発活動を行います。

#### ①大気汚染の監視

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 埼玉県が実施している調査結果を活用し、大気環境の実態把握及び継続的な監視に努めます。</li><li>● 野外焼却*を防止するため、環境保全巡視の強化を図ります。</li><li>● 野外焼却*防止のための啓発を行います。</li></ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● ごみの野外焼却*は行いません。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● ばい煙や粉じんは、法令に基づく排出基準・構造基準を守ります。</li><li>● 事業ごみ等の野外焼却*は行いません。</li></ul>

\* 野外焼却：農林業を営むためやむを得ないもの等の野外焼却禁止の例外行為があります。

## 方針4 農環境を守り、親しもう

### 【取組の概要】

農環境の維持のため、世代交代を担う農林業後継者の育成を促進し、優良農地や農地周辺の基盤整備や環境保全型農業を推進するとともに、遊休農地を活用した市民農園や学校ファームを支援して小中学校での農業体験や学校ファームを推進します。林業の活性化では、地元材と間伐材の利用を拡大します。

#### ①農林業支援・農林地の活用

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 次世代を担う農林業後継者の育成を図ります。</li><li>● 優良農地や農地周辺の農道・溜池・用水路等の基盤整備・維持に努めます。</li><li>● 減化学農薬・減化学肥料による環境保全型農業を推進します。</li><li>● 遊休農地（耕作放棄地）を活用した市民農園や観光農園、観光果樹園等を支援し、町民の自然とのふれあいを推進します。</li><li>● 町内の小学校において、農家と連携した田植え、稲刈り等の農業体験を推進します。</li><li>● 町内の小中学校全校において、学校ファームを推進します。</li><li>● 林業の活性化に向け、地元材の活用と間伐材の利用拡大を促進します。</li></ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民農園等を積極的に利用して、「農」に対する理解を深めます。</li><li>● 町内外の森林に関心を持ち、森林保全の活動に参加します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑え、環境への負荷が少ない農業に努めます。</li></ul>

事業者 (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地等の有効活用に努めます。</li> <li>● 町内の森林保全の活動に参加・支援します。</li> </ul>
--------------	--

## ②地産地消の推進

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 直売所において、町内で収穫された農林産物等の地場産品を販売します。</li> <li>● 学校給食において、地場野菜の活用を推進します。</li> </ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元の農林産物を優先的に購入します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元の農林産物を利用した商品開発を行い、消費拡大に努めます。</li> </ul>

### 【基本目標 1 の達成度をはかる指標】

項 目	現状値 (R4 年度)	目標値 (R12 年度) *1
● 里山の維持管理を行うボランティア数（延べ）	701 人	800 人／年
● BOD（生物化学的酸素要求量）	環境基準達成	環境基準達成
● 公共下水道人口普及率	68.5%	72.5%
● 合併処理浄化槽人口普及率	24.5%	27.2%
● 汚水処理人口普及率	93.0%	99.7%
● 地元産の米・野菜の活用（年間使用率）	米 100% 野菜 25.4% (R1 年度)	米 100% 野菜 30%
● 水田の利用集積率	65.8% (R1 年度)	70.0%
● 農産物直売所における農業者の売上高	179 百万円 (R1 年度)	200 百万円
● 新規就農者の数	3 人 (H28～R2 年度)	5 人 (R8～R12 年度)
● 市民農園の総面積	1.6ha	2.5ha

\*1 本計画の目標年度は令和 15 年度（2033）ですが、指標は「第 6 次嵐山町総合振興計画」の目標年次に合わせて令和 12 年度（2030）とします。本計画は令和 10 年度（2028）に中間見直しを予定していることから、計画最終年度の目標値は中間見直し時にそれまでの進捗状況を踏まえて再設定します。



## 基本目標 2 安心して心豊かに暮らせるまち

### 方針 1 ごみ減量化と 4 R を進めよう

#### 【取組の概要】

ごみ処理の適正化と 4 R の推進を目指して、ごみの減量化や正しいごみの分別等の啓発活動を行うとともに、地域ボランティアと協力したごみ減量化の啓発等を行います。

#### ①ごみの減量化と適正処理の推進

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 小川地区衛生組合において、ごみやし尿等の適正な処理を行います。</li><li>● 生ごみ処理機器の購入支援を行うなど、生ごみ堆肥化を積極的に推進します。</li><li>● 正しいごみの分別について啓発を行います。</li><li>● 埼玉県「食べきり SaiTaMa 大作戦」について情報提供します。</li><li>● フードバンク、フードパントリー、子ども食堂への民間団体を通じての食品提供の仕組みづくりに努めます。</li></ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● ごみの分別を徹底し、減量と再資源化に努めます。</li><li>● 生ごみの減量や生ごみ処理機器等の活用に努めます。</li><li>● 地域の資源回収や店頭回収に協力します。</li><li>● 家電製品や自動車は、家電リサイクル法や自動車リサイクル法に則り、適切に処分します。</li><li>● 埼玉県「食べきり SaiTaMa 大作戦」に参加し、食品ロスを削減します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 廃棄物の適正処理や再資源化に努めます。</li><li>● 排出者責任の原則に従い、環境関連法令等を遵守し、適正な廃棄物処理を行います。</li><li>● 埼玉県「食べきり SaiTaMa 大作戦」に参加し、食品ロスを削減します。</li></ul>

#### ② 4 R の推進・普及啓発

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「ごみ・資源分別収集カレンダー」や広報嵐山、町ホームページ等を活用し、町民・事業者が積極的にごみの減量化に取り組めるよう、普及啓発に努めます。</li><li>● 地域ボランティアと協力して、町民のごみ減量化に対する意識啓発を推進します。</li><li>● 公共施設において、ごみの分別を徹底し、ごみの減量化を図ります。</li><li>● 紙類の使用量削減に加え、古紙のリサイクルを推進します。</li><li>● 環境に配慮した物品を調達します（グリーン購入の推進）。</li><li>● 地域における集団回収活動を支援します。</li><li>● 広報嵐山や町ホームページ等において、4 R やエシカル消費に関する情報提供を行い、町民・事業者への普及啓発に努めます。</li></ul>
-------	---

町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マイバッグを活用し、レジ袋や過剰包装を断ります。</li> <li>● マイカップやマイボトル、マイはし等を利用します。</li> <li>● ものを大切に使用し、故障してもできるだけ修理して使います。</li> <li>● リサイクルショップやフリーマーケット等を活用して、リユースに努めます。</li> <li>● エコマーク商品、詰め替え商品等の環境にやさしい商品を、優先して購入します。</li> <li>● エシカル消費を学び、実践します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造工程での環境負荷や環境影響を事前に評価し、廃棄物の排出抑制に努めます。</li> <li>● 販売時の包装の簡素化に努めます。</li> <li>● 製品の製造にあたっては、できるだけリサイクルしやすい素材や構造を採用します。</li> <li>● できるだけ再使用可能な製品の流通を図り、その回収に努めます。</li> <li>● エコマーク商品、詰め替え商品等、環境にやさしい商品を購入・販売します。</li> <li>● 食品廃棄物の減量化・リサイクルに努め、食品残さ等を原料とした堆肥や飼料を利用します。</li> <li>● ものを大切にし、故障してもできるだけ修理して使います。</li> <li>● エシカル消費につながる事業に取り組みます。</li> </ul>

## 方針2 安らげる生活環境を守ろう

### 【取組の概要】

公害全般の防止のため、監視の継続と問題が発生した場合の迅速な対応に努めます。

### ①騒音・振動対策の推進

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 埼玉県が実施している調査結果を活用し、自動車騒音・振動の継続的な監視に努めます。</li> <li>● 発生原因者に対し、関係機関と連携した改善策の指導を行います。</li> <li>● 公共事業（工事）を実施する際には、環境に配慮した重機や工法で実施し、騒音・振動の発生を防ぎます。</li> </ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭からの騒音の発生防止に努めます。</li> <li>● 楽器の使用時間やテレビの音量等の生活マナーを守ります。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所からの騒音の発生防止に努めます。</li> <li>● 低騒音・低振動型の建設機械や工法を採用します。</li> </ul>

### ②悪臭対策の推進

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 悪臭に関する苦情等の通報を受けた場合は、関係機関と連携し、迅速に対応します。</li> </ul>
-------	--

町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭からの悪臭の発生防止に努めます。</li> <li>● 家庭ごみ等の野外焼却は行いません。</li> <li>● 廃油や生ごみの適正な処理を行います。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業活動から悪臭等が発生しないよう、適切な対策を講じます。</li> </ul>

### ③不法投棄の防止

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不法投棄やばい捨てを防止するため、環境保全巡視による監視活動を行います。</li> <li>● 不法投棄やばい捨て禁止の看板設置やチラシ配布、広報嵐山、町ホームページ等における啓発を通し、不法投棄を未然に防ぎます。</li> </ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみのばい捨てや不法投棄は行いません。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみのばい捨てや不法投棄は行いません。</li> </ul>

### ④化学物質等（放射性物質）による汚染の防止

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町内の小中学校や公園等において、必要に応じた空間放射線量の定点測定を実施します。</li> <li>● 小中学校及び幼稚園の給食で使用する食材等については、必要に応じて放射性物質の測定を行います。</li> <li>● 緊急的な問題が発生した場合は、関係機関と連携し、迅速に対策を講じます。</li> </ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 暮らしの中の化学物質に対する情報収集に努めます。</li> <li>● 化学物質による環境への負担が少ない製品を購入します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学物質の適正な管理を行います。</li> <li>● 化学物質に関する適正な情報公開を行います。</li> </ul>

### 【基本目標2の達成度をはかる指標】

項 目	現状値 (R4 年度)	目標値 (R12 年度) *1
● 1人1日当たりのもえるごみの処理量（家庭系）	417g/日（R元）	333g/日
● 1人1日当たりのもえないごみの処理量（家庭系）	28g/日（R元）	22g/日
● 1人1日当たりの資源ごみの処理量（家庭系）	93g/日（R元）	74g/日
● 事業系ごみ排出量	1,544 トン/年 (R元)	1,235 トン/年
● 生ごみ処理機器設置補助金交付件数	コンポスト 8 件/年 電気式 3 件/年 (R元)	コンポスト 10 件/年 電気式 5 件/年
● リサイクル率	24.5%（R3 年度）	30.0%
● 環境に対する苦情数	131 件	130 件
● 不法投棄件数	34 件/年	20 件/年

\*1 本計画の目標年度は令和15年度（2033）ですが、指標は「第6次嵐山町総合振興計画」の目標年次に合わせて令和12年度（2030）とします。本計画は令和10年度（2028）に中間見直しを予定していることから、計画最終年度の目標値は中間見直し時にそれまでの進捗状況を踏まえて再設定します。

## 基本目標3 ずっと住みたい誇れるまち

### 方針1 快適で暮らしやすい環境をつくろう

#### 【取組の概要】

安全と緑化に焦点を当て、公園・道路の維持管理に努めるとともに、花いっぱい活動や美化活動を支援します。また、ペット飼育者のマナー向上の促進や、空き地をオープンスペースとしての利活用、文化財の保存と歴史・文化の継承にも取り組みます。

#### ①公園・道路等の維持管理

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 安全面に考慮し、公園の適正な維持管理に努めます。</li><li>● 道路や橋梁の適正な維持管理や長寿命化を推進します。</li><li>● ロードサポート事業への参加を働きかけます。</li></ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域で実施する公園・道路等の美化活動に参加します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域で実施する公園・道路等の美化活動に参加・支援します。</li><li>● ロードサポート事業への参加を検討します。</li></ul>

#### ②まちの美化の推進

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 花の種苗の配布等により、地域の花いっぱい活動を支援します。</li><li>● 街路樹の定期的な剪定など、道路環境の向上のため、適正な維持管理を実施します。</li><li>● 自治会と協同し、ごみ拾い等の道路の美化緑化活動を推進します。</li><li>● 地域団体等と協同し、花いっぱい運動を推進します。</li><li>● ペットの飼い主のマナー向上を図ります。</li><li>● 空き家や空き地の適正な管理を指導します。</li></ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自宅敷地内の緑の適切な維持管理に努めます。</li><li>● 地域や町（行政）が主催する美化緑化活動に、積極的に参加します。</li><li>● マナーを守り、正しくペットを飼育します。</li><li>● 空き家や空き地を適正に管理します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業所や工場周辺の緑の適切な維持・管理に努めます。</li><li>● 事業所や工場周辺の美化緑化に努めます。</li><li>● 地域や町（行政）が主催する美化緑化活動に、積極的に参加します。</li><li>● 空き家や空き地を適正に管理します。</li></ul>

#### ③まちなかの緑の保全と創出

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保護樹林及び保護樹木の指定や管理に対する支援を行い、地域の緑化を促進します。</li></ul>
-------	--

町（行政） （つづき）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間事業者が実施する大規模開発地において、緑化の協定制度を活用し、適正な緑化を推進します。</li> <li>● 市街地の空き地等において、適正な管理を促進し、管理不良状態の解消に努めます。</li> <li>● 空き地等をオープンスペースとして利活用することを検討します。</li> </ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な緑を大切にします。</li> <li>● 空き地等をオープンスペースとして利活用することに協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身近な緑を大切にします。</li> <li>● 空き地等をオープンスペースとして利活用することに協力します。</li> </ul>

## 方針 2 歴史・文化を守り育もう

### 【取組の概要】

嵐山町の財産である歴史・文化資源について、地域住民の協力により保存・管理に努めるとともに、活用を図ります。

### ①歴史的・文化的資源の保存と活用

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国や埼玉県、町（行政）が指定している文化財について、適切な方法で保存・管理を行います。</li> <li>● 歴史的、文化的資源の保全と継承に努めます。</li> </ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の歴史・文化財に関心を持ち、保存・管理と継承に協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の歴史・文化財に関心を持ち、保存・管理と継承に協力します。</li> </ul>

### 【基本目標 3 の達成度をはかる指標】

項 目	現状値 (R4 年度)	目標値 (R12 年度) *1
● 公園・子どもの遊び場の満足度	19.1% (R 元)	30.0%
● 空き家バンクの売買件数（累計）	11 件 (H29～R 元年度)	20 件 (R8～R12 年度)
● 保護樹林及び保護樹木の指定数	樹林 54,137 m <sup>2</sup> 樹木 14 本	樹林 54,137 m <sup>2</sup> 樹木 14 本

\*1 本計画の目標年度は令和 15 年度（2033）ですが、指標は「第 6 次嵐山町総合振興計画」の目標年次に合わせて令和 12 年度（2030）とします。本計画は令和 10 年度（2028）に中間見直しを予定していることから、計画最終年度の目標値は中間見直し時にそれまでの進捗状況を踏まえて再設定します。

## 基本目標4 カーボンニュートラルをめざすまち

### (嵐山町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編))

#### (1) 温室効果ガス排出量の将来見通し

嵐山町では、令和4年(2022)3月に「嵐山町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、カーボンニュートラルのまちづくりを積極的に進めます。

具体的な取組を考えるに当たって、嵐山町における温室効果ガスの排出量の見通しと、2050年カーボンニュートラルを目指すために、温室効果ガスの排出量をどのくらい減らす必要があるかを整理しました。

平成25年(2013)を基準年として、現状すう勢(BAU:現在の取組をそのまま継続した場合)の2030年及び2050年の排出量見通しを下図に示します。

温室効果ガスは、活動量によってその排出量が変わります。嵐山町では将来的に人口の減少が予測されていることから、温室効果ガスの減少が見込まれます。また、エネルギーの大部分を占める電力については、排出係数(電気事業者が販売した電力を発電するためにどれだけの二酸化炭素を排出したかを表す指標)を低減させる取組が進められていることから、温室効果ガス排出量は減少となる見込みです。

推計の結果によると、2030年は基準年(2013年)比25.0%減、2050年には37.4%減が見込まれます。

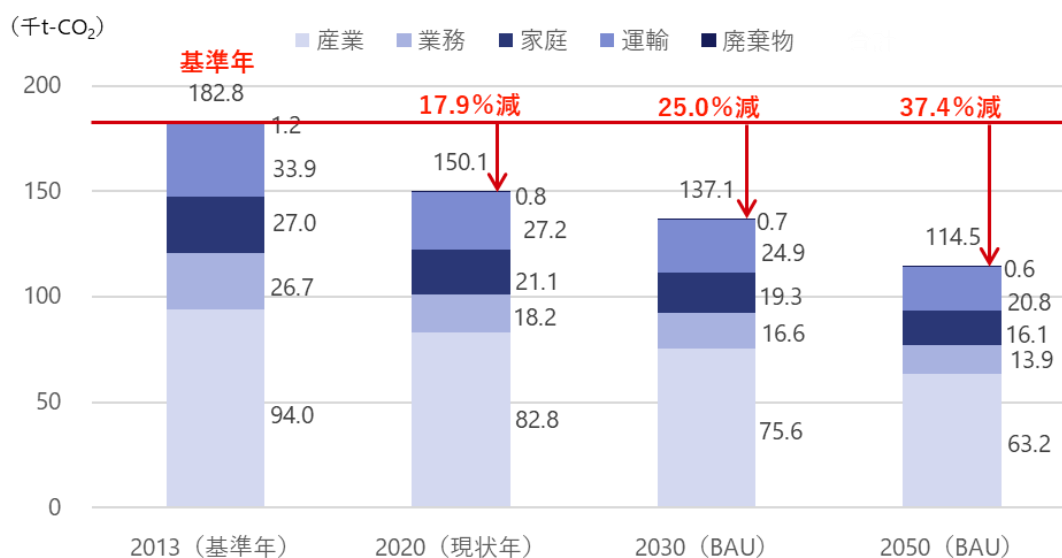


図 現状すう勢(BAU)の温室効果ガス排出見通し

## (2) 削減目標

国及び埼玉県の温室効果ガス排出量の削減目標は、下記のとおりとなっています。

温室効果ガス排出量削減目標

	2030年目標		長期目標
	基準年	削減目標	
国	2013年度	46%、さらに50%の高みに向けて挑戦	2050年カーボンニュートラル
埼玉県	2013年度	46%	2050年カーボンニュートラル

嵐山町では、国及び県の目標に合わせて、**2030年までに2013年度比46%削減**を目標とします。この場合、**2030年の排出量は98.7千t-CO<sub>2</sub>**となり、25%減少が見込まれる2030年のBAU（137.1千t-CO<sub>2</sub>）から**さらに38.4千t-CO<sub>2</sub>（21%）を削減**し、目標の達成を目指します。

また、2050年については、町内の森林による吸収分（4.9千t-CO<sub>2</sub>）が排出量の目標となります。

BAUと目標の関係を下図に示します。

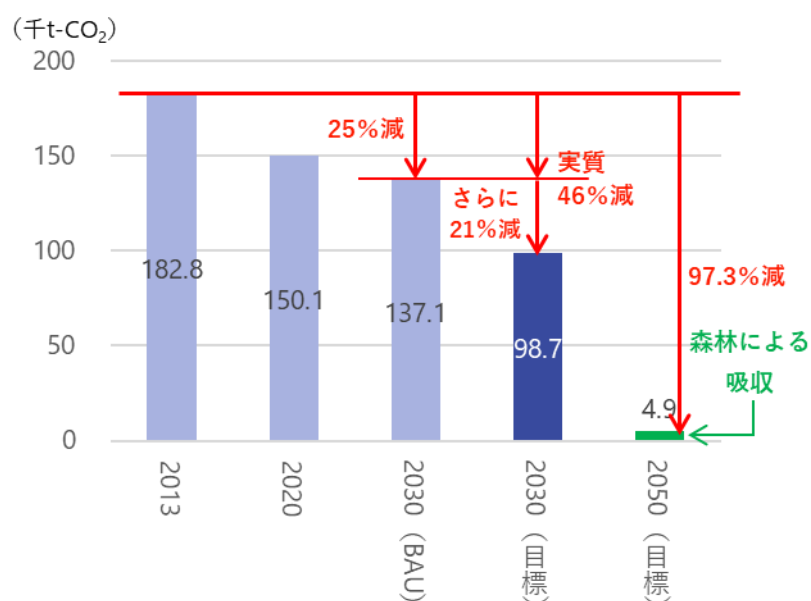


図 現状すう勢（BAU）と2030年及び2050年目標

## (3) 目標達成のための取組

次ページ以降に、目標達成のための具体的な取組を示します。

## 方針1 省エネルギーに取り組もう

### 【取組の概要】

省エネ機器・設備の導入を補助金で支援するとともに、公共施設での節電活動やLED導入を推進します。また、学校や企業への省エネ啓発、家庭向けエコ診断の普及、COOL CHOICE等の地球温暖化対策の取組を普及・啓発します。

### ①省エネルギー機器・設備の導入支援

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 家庭用燃料電池システム（エネファーム）、電気自動車等充電設備（V2H）を設置する町民に補助金を交付する等、導入を支援します。</li></ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 家電製品等を買う替える際は、省エネルギー型の機器を選びます。</li><li>● 住宅を新築・改築する際は、断熱性能が高くエネルギー効率のよい環境配慮型の住宅にします。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 事業所・工場等を新設、増改築する際は、断熱性能が高くエネルギー効率のよい環境配慮型建築を取り入れます。</li><li>● 省エネルギー型の機器・設備を積極的に導入します。</li></ul>

### ②公共施設の節電対策

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 公共施設における照明の間引きやノー残業デーの実施、冷暖房使用の管理等による節電活動を推進します。</li><li>● LED等の機器・設備転換による省エネルギー化を推進します。</li></ul>
-------	--

### ③エコライフ推進の普及啓発

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 町内の小中学校や商工会等を対象に、埼玉県が実施しているエコライフデーへの参加を促し、日常生活における省エネルギーの定着化を推進します。</li><li>● NPO法人環境ネットワーク埼玉が実施している家庭向けの「うちエコ診断」や埼玉県が実施している事業者向けの「埼玉県省エネ診断事業」等の周知を行い、省エネルギーに取り組む世帯の増加を図ります。</li><li>● 地球温暖化対策の取組「COOL CHOICE」を普及・啓発します。</li></ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「うちエコ診断」を受診するなど、家庭でのエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の把握に努めます。</li><li>● 家庭でできる省エネルギー対策を積極的に実践します。</li><li>● 地球温暖化対策の取組「COOL CHOICE」を実践します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「埼玉県省エネ診断事業」を受診するなど、事業所や工場のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量の把握に努めます。</li><li>● 事業所でできる省エネルギー対策を積極的に実践します。</li><li>● 省エネルギー行動等について、従業員への普及啓発を行います。</li><li>● 地球温暖化対策の取組「COOL CHOICE」を実践します。</li></ul>



## 方針2 再生可能エネルギーを活用しよう

### 【取組の概要】

学校や公共施設に太陽光発電システムや太陽熱利用システムを導入します。また、住宅への補助金支援や情報提供を行います。太陽光発電事業は環境に配慮したものを推進します。また、小水力発電を公共施設で利用するなど、再生可能エネルギー利用の普及啓発を行います。

### ①太陽光発電・太陽熱利用の適切な推進

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 小中学校や公共施設等において、太陽光発電システムや太陽熱利用システムを導入します。</li><li>● 住宅用太陽光発電システムを設置する町民に補助金を交付する等、積極的な支援を行います。</li><li>● 町民・事業者が太陽光発電システムや太陽熱利用システムの導入を検討できるよう、情報提供を行います。</li><li>● 環境と調和した太陽光発電事業を推進します。</li></ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 太陽光発電等、再生可能エネルギー機器・設備の導入に努めます。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 太陽光発電やバイオマス等、再生可能エネルギー機器・設備の導入に努めます。</li><li>● 工場等の未利用エネルギーの有効活用に努めます。</li></ul>

### ②小水力発電等の活用

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 小水力発電等を公共施設に設置する等、再生可能エネルギーの利用を推進します。</li><li>● 小水力発電等の再生可能エネルギーの利用について、町民・事業者への普及啓発を行います。</li></ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 再生可能エネルギーの利用に努めます。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 再生可能エネルギーの利用に努めます。</li></ul>

## 方針3 交通のCO<sub>2</sub>削減を進めよう

### 【取組の概要】

広報嵐山や町ホームページを活用してエコドライブを普及・啓発します。公共交通では広域路線バスの運行継続と利用促進を図ります。電動車（次世代自動車）への買い替えを奨励し、情報提供と電動車（次世代自動車）普及のための充電インフラ整備を行います。

### ①エコドライブの推進

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 公用車の利用時には、エコドライブの実施を徹底します。</li></ul>
-------	--

町（行政） （つづき）	● 町民や事業者に対し、広報嵐山や町ホームページを活用して、エコドライブに関する普及啓発を推進します。
町 民	● エコドライブを実践します。
事業者	● エコドライブを実践します。

## ②公共交通施策の推進

町（行政）	● 広域路線バスの運行継続を支援するとともに、町民への利用促進を行います。 ● デマンド交通の運行を検討する等、バス交通等の総合的な見直しを行います。
町 民	● 近距離の移動には自転車を利用します。 ● 公共交通機関の利用に努めます。
事業者	● 近距離の移動には自転車を利用します。 ● 物資や製品の輸送にあたっては、共同輸送や公共交通機関の利用等、できるだけ効率的な輸送・配送システムを利用します。

## ③電動車（次世代自動車）の普及啓発

町（行政）	● 公用車の入れ替え時には、積極的に電動車（次世代自動車）を導入します。 ● 町民・事業者が、自動車買い替え時に電動車（次世代自動車）の購入を検討できるよう、積極的な情報提供を行います。 ● 電動車（次世代自動車）の普及促進を図るため、充電インフラ等の整備を行います。
町 民	● 自動車を買う際は、電動車（次世代自動車）を選びます。
事業者	● 電動車（次世代自動車）を積極的に導入します。

### 【基本目標4の達成度をはかる指標】

項 目	現状値 (R4 年度)	目標値 (R12 年度) *1
● 町全域から排出される温室効果ガス排出量	150.1 千 t-CO <sub>2</sub> (R2)	98.7 千 t-CO <sub>2</sub>
● 公共施設の CO <sub>2</sub> 排出量	940,351kg-CO <sub>2</sub>	862,936kg-CO <sub>2</sub>
● 公共施設の太陽光発電システム設置件数	6 施設	随時検討・実施
● 武蔵嵐山駅の乗降客数	7,287 人／日平均 (R 元)	8,000 人／日平均
● 公共交通に対する不満足度	—	20.0%
● 移転したいと思う人の理由として交通が不便と答える人の割合	34.9% (R 元)	25.0%
● 公用車の電動車（次世代自動車）台数	0 台	31 台

\*1 本計画の目標年度は令和 15 年度（2033）ですが、指標は「第 6 次嵐山町総合振興計画」の目標年次に合わせて令和 12 年度（2030）とします。本計画は令和 10 年度（2028）に中間見直しを予定していることから、計画最終年度の目標値は中間見直し時にそれまでの進捗状況を踏まえて再設定します。

(4) 取組の実施による温室効果ガス排出量削減の見込

省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの導入により、温室効果ガス排出量がどのくらい削減できるかを試算した結果を下表及び下図に示します。

省エネルギー対策は、町（行政）の取組のほか、国の地球温暖化対策計画における取組の効果も含めて試算しました。

再生可能エネルギーは、町内において太陽光発電の導入（主に住宅の屋根上を想定）が進むという前提で試算しました。

省エネ対策及び再エネ導入による削減率は46.1%となり、46%の削減目標を達成することが可能となる見込みです。

表 取組の実施による温室効果ガス排出量削減の見込

(千 t-CO <sub>2</sub> )	基準年度 2013	目標年 2030			目標値
		①BAU+電力排出係数低下	①+②省エネ対策後	①+②+③再エネ導入後	
排出量	182.8	137.1	102.4	98.5	98.7
削減量	-	▲45.7	▲80.4	▲84.3	▲84.1
基準年比	-	▲25.0%	▲44.0%	▲46.1%	▲46.0%

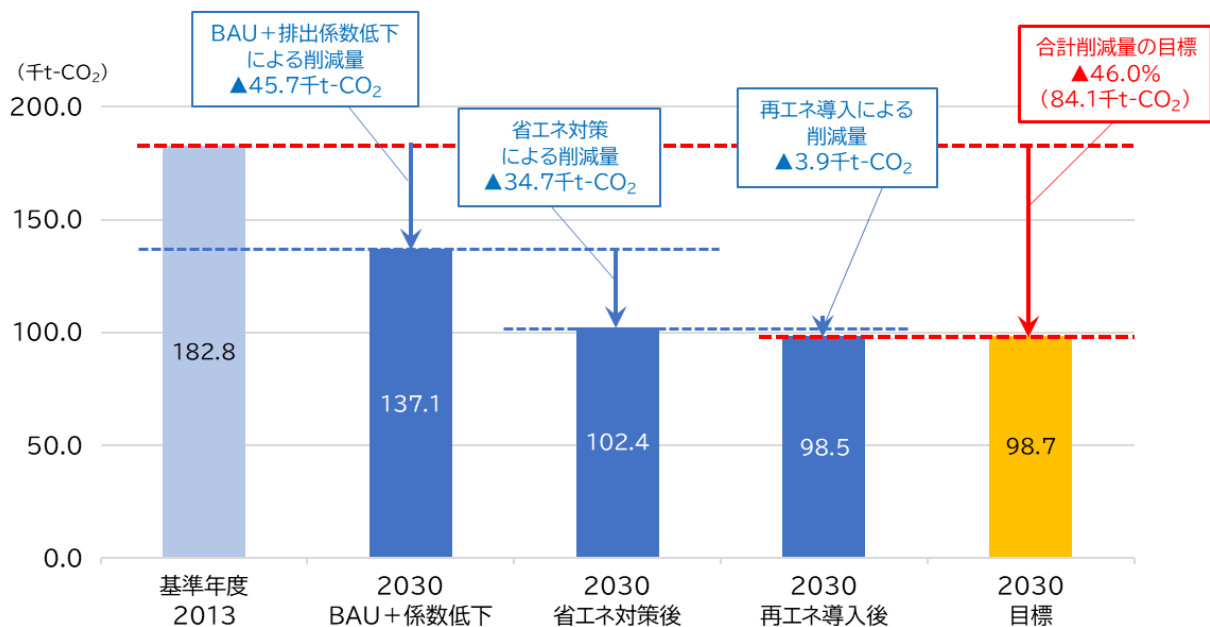


図 取組の実施による温室効果ガス排出量削減の見込

## 基本目標 5 みんなで学び行動するまち

### 方針 1 環境学習・環境教育を進めよう

#### 【取組の概要】

環境に関する情報を継続的に発信するとともに、自然観察講座等の環境学習の機会を提供します。また、地域住民や学校との連携により環境教育を推進するとともに、環境活動のリーダー育成など、町民の環境学習機会を創出します。

#### ①積極的な情報発信

町（行政）	● 環境に関する情報を収集し、広報や町ホームページ、町公式 SNS 等で継続的に発信します。
町 民	● 環境に関する情報の収集に努めます。
事業者	● 環境に関する情報の収集に努めます。 ● 事業活動における環境保全の取組を発信します。

#### ②環境学習の機会の提供

町（行政）	● 蝶の里公園において、自然観察入門講座を開催し、町民が環境について学習できる機会を提供します。 ● 町内の小学生やボランティアと連携し、オオムラサキの幼虫調査等を実施します。 ● 地域住民や保育園児、幼稚園児と共同でウグイの放流等を行うことにより、環境教育を推進します。 ● 町内の小学校において、農家と連携した田植え、稲刈り等の農業体験を推進します。 ● 町内の小中学校全校において、学校ファームを推進します。 ● 蝶の里町民講座等において、リサイクルに関する講座を推進する等、町民の環境学習の機会を創出します。 ● 環境活動のリーダーを育成します。
町 民	● 環境学習会等に積極的に参加し、豊かな自然を次世代に引き継ぎます。 ● 町（行政）や市民団体が主催する里山保全活動、自然観察会等に積極的に参加します。
事業者	● 町（行政）や市民団体が主催する里山保全活動、自然観察会等に協力します。

## 方針2 みんなで連携・協同しよう

### 【取組の概要】

環境情報について、広報嵐山等を通じて積極的に発信します。自然観察講座やオオムラサキの幼虫調査で環境学習の機会を提供します。また、環境活動を推進するリーダーの育成を図ります。

### ①連携・協同による取組の推進

町（行政）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 里山や希少な動植物を保全していくため、環境 NPO やボランティア団体を積極的に支援します。</li><li>● 地域団体や企業等と協同して、森林の維持管理を促進します。</li></ul>
町 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域で実施する公園・道路等の美化活動に参加します。</li><li>● 地域や町（行政）が主催する美化緑化活動に、積極的に参加します。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域で実施する公園・道路等の美化活動に参加・支援します。</li><li>● 清掃活動や水辺空間の保全活動に積極的に協力します。</li></ul>

### 【基本目標5の達成度をはかる指標】

項 目	現状値 (R4年度)	目標値 (R12年度) *1
● 美化清掃運動の参加者数（延べ）	7,354 人	9,000 人／年
● 主体的な道路維持管理団体数 （アダプトプログラム及び嵐山町まもり隊）	23 団体（R5）	35 団体

\*1 本計画の目標年度は令和15年度（2033）ですが、指標は「第6次嵐山町総合振興計画」の目標年次に合わせて令和12年度（2030）とします。本計画は令和10年度（2028）に中間見直しを予定していることから、計画最終年度の目標値は中間見直し時にそれまでの進捗状況を踏まえて再設定します。

## 取組のロードマップ

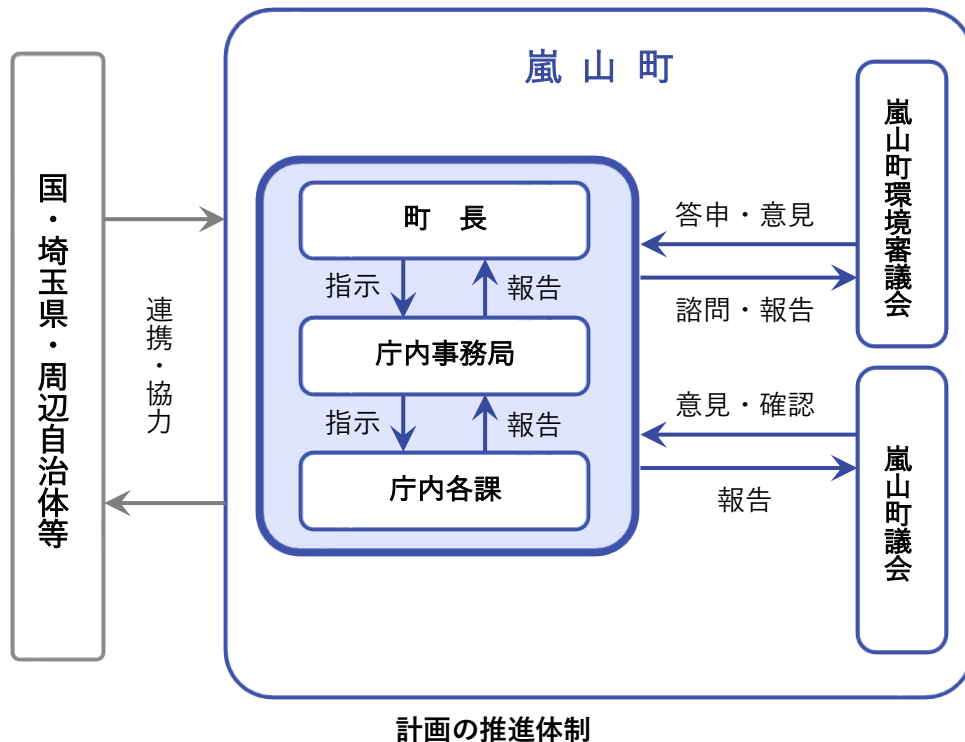
施策の柱	主な取組	前期の取組		後期の取組	
		2024	2028	2028	2033
1 オオムラサキ舞う 緑と清流を守るまち	1-1 里山の自然を保全しよう	里山の適切な維持管理			
		自然公園等での貴重な動植物の保全			
		外来生物対策の実施			
	1-2 水辺と清流を守ろう	水辺環境の保全			
		公共下水道事業の推進		下水道への接続促進	
	1-3 きれいな空気を守ろう	大気環境の監視			
		野外焼却防止の普及啓発と巡回			
	1-4 農環境を守り、親しもう	農林業後継者の育成			
		農地有効利用の推進			
		林業の活性化と木材利用の推進			
2 安心して心豊かに暮らせるまち	2-1 ごみ減量化と4Rを進めよう	ごみ処理適正化の推進			
		正しいごみ分別の普及啓発			
		4Rやエシカル消費に関する普及啓発			
	2-2 安らげる生活環境を守ろう	公害苦情等に対する迅速な対応			
		不法投棄防止対策			
化学物質対策の実施					
3 ずっと住みたい誇れるまち	3-1 快適で暮らしやすい環境をつくろう	公園・道路の適正な維持管理			
		空き家の有効活用検討			
		地域の緑化・美化活動への支援			
		保護樹林及び保護樹木の指定や管理への支援			
	3-2 歴史・文化を守り育もう	空き地の利活用の検討と実施			
		地域と協同による歴史文化資源の保存と活用			
4 カーボンニュートラルをめざすまち	4-1 省エネルギーに取り組もう	省エネ機器等への補助金交付			
		公共施設における省エネ化の推進			
		省エネ診断と断熱化の推進			
	4-2 再生可能エネルギーを活用しよう	建物屋根上への太陽光発電の導入促進			
		環境と調和した太陽光発電の推進			
		小水力発電等の利用推進			
	4-3 交通のCO <sub>2</sub> 削減を進めよう	公共交通の総合的な検討			
		電動車（次世代自動車）への転換促進			
		充電インフラの整備			
5 みんなで学び行動するまち	5-1 環境学習・環境教育を進めよう	継続的な情報発信			
		環境学習・教育機会の提供			
		環境活動のリーダー育成			
	5-2 みんなで連携・協同しよう	連携体制の構築			
		活動団体への支援			
		連携による環境保全活動の実施			

## 第5章 進行管理

### 1 計画の推進体制

本計画に掲げた望ましい環境像を実現するためには、計画内の施策を着実に実行するとともに、それらの成果や課題等を点検し、改善していくことが重要となります。

そのため、本計画を推進する体制を、以下に示します。



#### ①嵐山町環境審議会

嵐山町環境審議会は、知識経験者、公募による町民、関係行政機関の職員から構成される組織です。本計画に位置付けられた施策の進捗状況等、本計画に関する事項全般について、調査・審議を行います。

#### ②町（行政）の推進体制

町（行政）が実施する環境施策及び地球温暖化に関する施策については、担当部署ごとに施策を推進します。各施策の進捗状況の評価・点検及び町の地球温暖化対策の推進について、2年に1度町長に報告し、これを公表することについては、庁内事務局にて実施します。

## 2 進行管理

本計画を着実に推進するため、PDCA サイクルの考え方に基づき、進行管理を行います。  
具体的には、以下の手順に従い、計画の進行管理を実践していきます。

### ①PLAN（計画）

- ・本計画の策定

### ②DO（実行）

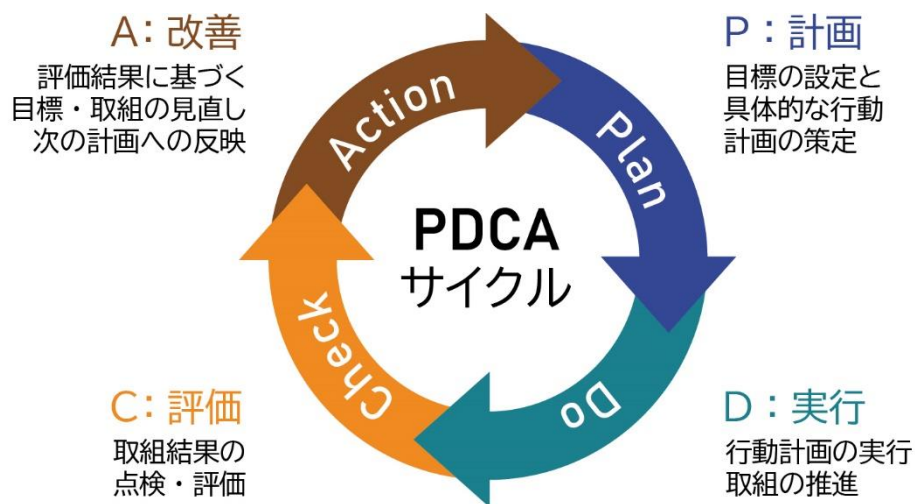
- ・担当部署による環境施策の推進
- ・町民・事業者による取組

### ③CHECK（点検・評価）

- ・環境審議会等による、施策の推進状況の点検・評価

### ④ACT（見直し・改善）

- ・本計画・各施策の見直し





# [ 資料編 ]



# 1 嵐山町環境基本条例

平成 23 年 6 月 10 日

条例第 12 号

## 目次

### 前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）

第 2 章 基本的施策（第 7 条－第 17 条）

第 3 章 推進体制（第 18 条・第 19 条）

第 4 章 環境審議会（第 20 条－第 27 条）

### 附則

私たちの嵐山町は、埼玉県ほぼ中央部である比企丘陵の中核に位置し、南部を都幾川・槻川、中央部を市野川・粕川、北部を滑川が流れ、大平山や嵐山溪谷などの美しい景観と自然環境に恵まれた地域であります。

国蝶オオムラサキやホタルの飛び交うまちを目指し、緑地や里山の保全を図り、人と自然との共生を重視した発展を進めてきました。

しかし、物質的な豊かさを求めてきた社会経済活動は、地球温暖化など地球規模の問題へと拡大し、人類を含むすべての生物の存続基盤に深刻な影響を及ぼし始めています。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境を等しく受ける権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務があります。

ここに、私たちは、町、町民及び事業者のすべてがそれぞれの役割のもとに、自主的かつ積極的にその責務を果たし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定します。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球全体又はその広範な部分に影響が及ぶ事態に係る環境の保全をいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動で生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

### （基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、安全で健康かつ文化的な生活を将来にわたって維持することができるように、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会が構築されるよう適切に推進されなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境と深くかかわっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理を行うこと。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 基本的施策

(環境基本計画)

第7条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、嵐山町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民及び事業者の意見を反映させるとともに、第20条第1項に規定する嵐山町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第8条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図るものとする。

(年次報告書の作成等)

第9条 町長は、環境の状況、町が講じた良好な環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を毎年作成し、これを公表するものとする。

(規制等の措置)

第10条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制等の措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第11条 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境の調査)

第12条 町は、環境の状況を把握し、又は環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するた

め必要な調査を実施するものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 13 条 町は、町民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境教育及び環境学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な環境保全活動の促進)

第 14 条 町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が行う環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 15 条 町は、第 13 条の環境教育及び環境学習の振興等並びに前条の自発的な環境保全活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(町民の意見の反映)

第 16 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を策定する場合には、町民の意見が反映できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全)

第 17 条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するとともに、国、県及び関係機関と連携して、情報の提供等により、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第 3 章 推進体制

(推進体制の整備)

第 18 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第 19 条 町は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組みを必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

### 第 4 章 環境審議会

(設置及び所掌事務)

第 20 条 良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項について、町長の諮問に応じ調査、審議するため環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、嵐山町環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) その他環境の保全及び創造に関する必要な事項

(組織)

第 21 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。ただし、第 2 号の公募による委員は 3 人以内とする。

- (1) 知識経験者
- (2) 公募による町民
- (3) 関係行政機関の職員

(任期)

第 22 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 23 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 24 条 審議会は、会長が招集しその議長となる。

2 審議会は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 25 条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 26 条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか、その他必要な事項は、町長が別に定める。ただし、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(嵐山町環境保全条例の一部改正)

2 嵐山町環境保全条例（平成 7 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に改正前の嵐山町環境保全条例第 105 条の規定に基づき任命されている委員は、第 22 条の規定により任命された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第 22 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 30 年条例第 4 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 嵐山町環境基本計画の策定に関わる組織の名簿

### ■嵐山町環境審議会名簿

選出区分	役職名	氏名	所属
知識経験者	副会長	小田 正	嵐山町浄化槽 PFI 事業(株)
		國峯 修	嵐山モウモウ緑の少年団
	会長	権田 活一	嵐山町区長会
		高橋 喜重郎	(有)高橋ウッドシステム
		野上 幸夫	嵐山町農産物生産組合
		藤野 陽子	NPO 法人自然の会・オオムラサキ
関係行政期間の職員		池上 真矢	小川地区衛生組合
		佐竹 吉人	埼玉県川越家畜保健衛生所
		小ノ澤 忠義	埼玉県東松山環境管理事務所
		吉田 義彦	埼玉県東松山農林振興センター
		吉原 尚史	埼玉県寄居林業事務所

## 3 第2次嵐山町環境基本計画策定の経過

時期	内容
令和5年8月8日 ～8月31日	アンケート調査（対象：町民、事業者）
令和5年11月17日	嵐山町環境審議会を開催
令和5年12月21日	嵐山町環境審議会へ第2次嵐山町環境基本計画策定を諮問 嵐山町環境審議会を開催
令和6年1月6日 ～1月26日	第2次嵐山町環境基本計画（案）に対する意見募集
令和6年2月6日	嵐山町環境審議会を開催 第2次嵐山町環境基本計画（案）の審議
令和6年2月9日	嵐山町環境審議会から第2次嵐山町環境基本計画（案）を答申

## 4 用語集

### ア行

#### ● 空き家バンク

空き家の有効活用に向けて、空き家を売りたい・貸したい方と、空き家を買いたい・借りたいという方が登録し、それぞれの情報をマッチングする制度。町では公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下、「宅地建物取引業協会」という。）と提携しており、空き家物件の募集や情報提供は町が行い、物件の査定や仲介に関しては、宅地建物取引業協会が選任した登録業者が行う。

#### ● アダプトプログラム

住民と町（行政）が協働で進める「まち美化プログラム」。一定区画の公共の場所を養子にみたと、住民がわが子のように愛情をもって面倒をみて（＝清掃美化活動等を行い）、行政がこれを支援する。住民と行政が互いの役割分担を決め、両者のパートナーシップのもとで活動を進める仕組み。

#### ● 一般廃棄物

廃棄物処理法（1970年）の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

#### ● エコライフデー

埼玉県が実施する取組で、簡単なチェックシートを利用して、省エネ・省資源などの環境に配慮した生活を行い、エコライフを体験するもの。毎年夏と冬に実施しており、埼玉県ホームページから参加登録ができる。

#### ● エシカル消費

エシカル (ethical) は「倫理的な・道徳的な」という意味で、「エシカル消費」は、「人や社会、環境に配慮した消費行動」のことをいう。例として、安いという理由だけではなく、適正な値付けがなされている「フェアトレード商品」を選ぶ、化学肥料や農薬を使っていない有機農産物を選

ぶといった行動が挙げられる。

#### ● 温室効果ガス

地表から宇宙空間に放出する熱を封じ込める性質を持つ大気中のガス。二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、亜酸化窒素 (N<sub>2</sub>O)、フロンガスなど。1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP3) で決定された気候変動枠組条約において排出が規制された温室効果ガスは以下の6種類。

- ①二酸化炭素：化石燃料の燃焼
- ②メタン：家畜、水田、廃棄物
- ③亜酸化窒素：施肥、工業、アジピン酸製造プロセス、燃料の燃焼
- ④ハイドロフルオロカーボン：冷蔵庫、カーエアコン、半導体洗浄剤
- ⑤パーフルオロカーボン：冷蔵庫、カーエアコン、半導体洗浄剤
- ⑥六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)：電力用絶縁物質

### カ行

#### ● カーボンニュートラル

二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量 (吸収・固定量) との均衡 (プラスマイナスゼロ) を達成することにより、温室効果ガスの排出量を実質ゼロとすること。脱炭素社会に同じ。

#### ● 外来種・外来生物

もともとはそこに分布していなかった生物が、なんらかの要因で分布するようになった種。もともといた生物を駆逐し、生態系に悪影響を与えている種類も多い。植物のアレチウリ、ハリエンジュ (ニセアカシア)、魚のオオクチバス (ブラックバス)、ブルーギル、両生類のウシガエル、鳥類のソウシチョウやガビチョウなどは環境省によって飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制される「特定外来生物」に指定されている。

#### ● 合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿 (トイレ汚水) と雑排水 (台所や風呂、洗濯などからの排水) を併せて処理することができる浄化槽。これに対し、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。



## ●環境基準

環境基本法（1993年）の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これら基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。

なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法（1999年）を根拠として、大気汚染、水質汚濁および土壌汚染の環境基準が定められている。

## ●光化学オキシダント

窒素酸化物や炭化水素の濃度が一定レベル以上のとき、太陽光（紫外線）で化学変化（光化学反応）を起こし発生する、目やノドを刺激する酸化性の物質。気温が高く、日射が強く、風がないなどの気象条件のときに、オキシダントが地上低くよどんで視界がさげられる現象を「光化学スモッグ」と呼ぶ。大気汚染に係る環境基準が定められている。

## サ行

### ●埼玉県省エネ診断事業

県が委託する省エネ診断の専門家が、費用をかけずに実施できる運用改善や設備更新による改善などについて、導入コスト・コスト削減効果・CO<sub>2</sub>削減効果等を試算して省エネ対策を提案する。

### ●再生可能エネルギー

有限で枯渇のおそれがある石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。

具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。

環境への負荷が小さいという特徴がある一方、エネルギー密度が低く、コスト高や不安定性、また現在の生活様式を継続する中でエネルギー需要をまかないきれものではないなどの欠点もある。

### ●照葉樹林

冬でも落葉しない広葉樹で、葉の表面のクチクラ層（角質の層）が発達した光沢の強い深緑色の葉を持つ樹木に覆われた森林。

### ●生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。

生物多様性条約など一般には、

- ①様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- ②様々な生物種が存在する＝種の多様性
- ③種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性の保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤（ライフサポートシステム）としても重要である。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっている。

### ●ゼロカーボン

CO<sub>2</sub>を含む温室効果ガスの排出量を0になった状態もしくは0にするための取組。カーボンニュートラルは除去量（吸収・固定量）とのプラスマイナスゼロを達成した状態を指し、ゼロカーボンは排出量自体を0にするもの。

## 夕行

### ●「食べきり SaiTaMa 大作戦」

埼玉県が実施する取組で、食べきりスタイル Style、食べきりタイム Time、食べきりメニュー Menu の3つの取組で食品ロスを徹底的に減らす作戦のこと。

## ●地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

通常、太陽からの日射は大気を素通りして地表面で吸収され、そして、加熱された地表面から赤外線の形で放射された熱が温室効果ガスに吸収されることによって、地球の平均気温は約15°Cに保たれている。仮にこの温室効果ガスがないと地球の気温は-18°Cになってしまうといわれている。

ところが、近年産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し、大気中に吸収される熱が増えたことで、地球規模での気温上昇(温暖化)が進んでいる。海面上昇、干ばつなどの問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長している。

## ナ行

---

### ●二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

大気汚染物質の一つであり、硫酸化物の一種。主に石油や石炭などの化石燃料を燃焼するときに排出される。せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。大気汚染に係る環境基準が定められている。

### ●二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

大気汚染物質の一つであり、窒素酸化物の一種。主に工場の煙や自動車排気ガスなどとして排出される。人の健康影響については、二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られている。大気汚染に係る環境基準が定められている。

## ハ行

---

### ●フードバンク

安全に食べられるのに、流通に出すことができない食品を企業などが寄贈し、必要な施設や団体、困窮世帯に無償で提供する団体および活動のこと。フードド

ライブとも言う。

### ●フードパントリー

フードバンクに関連し、フードバンクやフードドライブで集まった食品を、必要な方へ直接配布する場所のこと。

### ●浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm(1μmは1mの100万分の1)以下のものをいう。微小なため大気中に長期間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼす。SPMには、工場などから排出されるばいじんや粉じん、ディーゼル車の排出ガス中に含まれる黒煙など人為的発生源によるものと、土壌の飛散など自然発生源によるものがある。

## マ行

---

### ●緑のトラスト保全地

緑のトラスト運動で保全した土地。(緑のトラスト運動とは、県民から広く寄附を募り、土地等を取得し、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民共有の財産として末永く保全していこうという運動。)

## ラ行

---

### ●嵐山町まもり隊

コミュニティ、福祉、環境、農業、防犯、防災、教育分野など、嵐山町をあらゆる面で守っていききたい、草の根的な活動を行うグループを町で登録し、支援している。

### ●レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生動植物種を選定し、リストにまとめた「レッドリスト」に記載された種について生息状況等を取りまとめ、編さんした書物。全世界版、全国版のほか、都道府県や市町村単位でも作られている。

## 英数字

---

### ●BOD

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。

- COOL CHOICE

環境省が主導する、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。

- FIT（固定価格買取制度）

再生可能エネルギーで発電した電力を、国が定める価格で一定期間、電気事業者（一般電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者）が買い取ることを義務づける制度。再生可能エネルギーの利用促進を目的とし、買い取りに要する費用は電気料金に上乘せされる。日本では再生可能エネルギー特別措置法に基づいて平成 24 年（2012）7 月より導入された。買い取り対象は太陽光・風力・地熱・水力・バイオマス発電の 5 種。

- SNS

（ソーシャルネットワークサービス）

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

- 4 R（よんあーる）

Refuse リフューズ＝ごみになるものをもらわない・断る、Reduce リデュース＝ごみを減らす、Reuse リユース＝繰り返して使う、Recycle リサイクル＝形を変えて使う、の 4 つの言葉の頭文字 R で、ごみの減量のキーワード。

---

## 第2次嵐山町環境基本計画

### 嵐山町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和6年3月 発行

発行 嵐山町 環境課

〒355-0211

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山 1030 番地 1

Phone 0493-62-0719

Fax. 0493-62-0713

URL <https://www.town.ranzan.saitama.jp/>

---